第4次名護市障がい者プラン

名護市第4期障害者計画·第7期障害福祉計画·第3期障害児福祉計画

案

令和6年2月現在

名護市

目 次

序章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••••1
1. プラン策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. プランの性格と法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. プランの期間	
4. プランの対象	5
5. 障がい者を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6. アンケート調査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
7. 事業所意向調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
I 章. 総論······	
1. 基本理念 ······	
2. プランの基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
3. 施策体系 ······	39
Ⅲ章. 各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 福祉のネットワークづくりを進めるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2. 健やかでやすらぎのあるまち	51
3. 自立と社会参加を支えるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
Ⅲ章. 障害福祉計画・障害児福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
1. 令和8年度の成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 障害福祉サービス利用見込み量等について	75
3. 相談支援サービス利用見込み量等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4. 児童福祉法に基づくサービスについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
5. 地域生活支援事業等の見込み量等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
6. 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備	靠⋯⋯102
Ⅳ章. プランの推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103

序章

1. プラン策定の背景と目的

名護市では、平成30年3月に「第3次名護市障がい者プラン(名護市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)」を策定し、「お互いの人格と個性を尊重し、生きがいのある暮らしを育み、思いやりで支える共生のまち・なご」の実現に向け、様々な障がい者施策を展開してきました。

この間、我が国においては、医療的ケア児支援法の制定(令和3年)、障害者差別解消法の改正 (令和3年。事業者による合理的配慮の提供の義務化)、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケ ーション施策推進法の制定(令和4年)、児童福祉法の改正(令和4年。障害児入所施設の 22 歳 までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化)、障害者総合支援法等の一部改正(令和4年。 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援)、障害者基本計画(第5次)の策定 (令和5年)など、障がい者を取り巻く法制度や施策が変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に様々な影響を及ぼし、とりわけ障がい者の方々にとっては「新しい生活様式」の実践が求められるなか、相談支援の機会の喪失やオンライン活用の拡大による情報取得に困難を抱えるなど、大きな影響を受けることとなりました。

沖縄県においては、障がいのある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し、「共生社会条例(正式名称:沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例)」を平成 26 年4月1日より施行するなど、共生社会の実現に向けた環境づくりが進みつつあります。

そうした中、現行計画が令和5年度末をもって終了となることから、この間の取組みを点検・ 評価し、計画の見直しを行っていくことが必要となっています。

したがって本計画は、国の動き・考え方を踏まえ、新たな計画の策定へ向け、地域に住む障がい者本人等のニーズ把握、障害福祉サービス等に係る各種施策の点検等により課題を整理した『第4次名護市障がい者プラン(名護市第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)』として策定するものです。

2. プランの性格と法的根拠

(1)プランの法的根拠

本プランは、下記の国の考え方を受け、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定していくものとし、その名称を『第4次名護市障がい者プラン』とします。

具体的には、障害者計画が障がい者のライフステージ全般を支援していく計画であるのに対し、障害福祉計画は生活支援(在宅支援等)や雇用・就業支援を中心にしたサービス提供に関する計画、障害児福祉計画は障がい児の相談やサービス提供に関する計画とみることができます。 以下に、それぞれの計画の性格や記載すべき内容を示します。

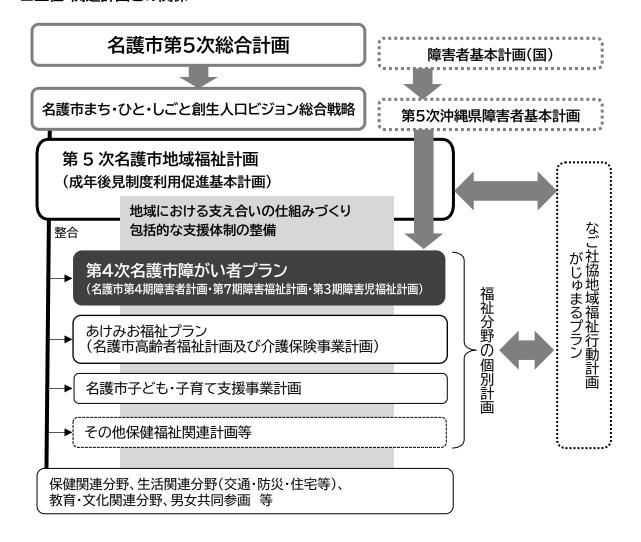
■「市町村障害者計画」「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」の関係表

準拠法	計画名	概要
障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	市町村障害者計画 (名護市第4期障害者計画)	障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
障害者総合支援法 (第88条)	市町村障害福祉計画 (第7期名護市障害福祉計画)	障害福祉サービス等の見込量や目標値、サービスの確保に向けた方策等を定める短期の計画
児童福祉法 (第 33 条の 20)	市町村障害児福祉計画 (第3期名護市障害児福祉計画)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める計画

(2)プランの位置づけ

本プランは、「第5次名護市総合計画」を上位計画とし、名護市における各種計画や、「第5次沖縄県障害者基本計画」等との整合性を図るものとします。また、本市の保健福祉分野の最上位計画である「第5次名護市地域福祉計画」の一部として策定しています。

■上位・関連計画との関係



3. プランの期間

本プランの計画年度は 2029 年度(令和 11 年度)までの6年間を対象とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024 2025 2026 20		2027	2027 2028				
		第3次名護市障がい者プラン						第4次名護市障がい者プラン						
4	第3人名護川岸がい省フラフ (第3期障害者計画)						(第4期障害者計画)							
名護市		(第3期障告有計画)					R6 年度~R11 年度							
ılı	第5期障害福祉計画 第6期障害福祉計画					計画	第7期障害福祉計画 第8期障害福祉計画					計画		
	第1期	章害児福	祉計画	第2期	障害児福	祉計画	第3期障害児福祉計画 第4期障害児福					祉計画		
玉		连宝少丰	本計画	(生 // ケ)		ß	章害者基	本計画(第5次)				
当	'	毕 古伯	四百个差	(毎4水)	,		R5 年	度~RS	年度					
ΙĒ	第4次沖縄県障害者						第5次	沖縄県障	害者基	本計画				
県		基本	計画				R4	4 年度~	·R13 年	度				

4. プランの対象

本プランでは、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、 難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象として いきます。

【障がい者】

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」のうち 18 歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち 18 歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち 18 歳以上の方
- ・発達障害者支援法第2条第2項に規定する「発達障害者」
- ・障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」

【障がい児】

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児」
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む)
- ・発達障害者支援法第2条第2項に規定する「発達障害児」
- ・障害者総合支援法第4条第2項に規定する「障害児」
- ・医療的ケア児支援法第2条第2項に規定する「医療的ケア児」(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、酸痰吸引その他の医療的ケアを受けることが不可欠である児童)

【参考:障害者総合支援法(平成17年法律第123号(最終改正:令和4年))】(定義)

- 第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

~ 本プランにおける「障がい者」用語の使用について ~

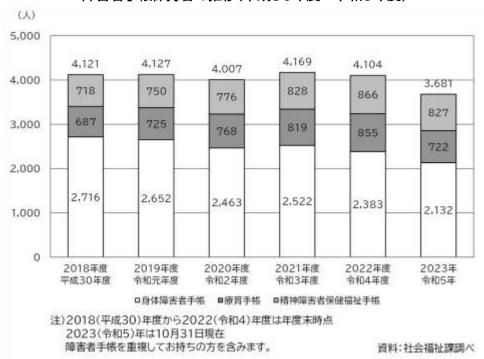
「障害」の「害」という漢字における負のイメージから、近年では、「障害」を「障がい」にひらがな表記している市町村や各種団体、サービス事業所が増加しています。『第4次名護市障がい者プラン』においても、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識醸成の取り組みの一つとして、障がい者を特定して用語を使用する場合についてひらがな表記を心掛けました。なお、法令や事業名、医療用語としての専門用語などにおいては従来の表記とします。

5. 障がい者を取り巻く状況

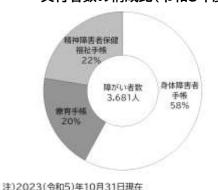
(1)障害者手帳交付者数

- ○本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者総数は、令和5年度 (2023)現在 3.681 人となっています。
- ○障害者手帳の交付者数の構成比を見ると、身体障害者手帳が58%で最も多く、次いで、精神障害者保健福祉手帳が22%、療育手帳が20%となっています。
- ○年齢別構成比を見ると、18~64 歳が 48%で最も多く、次いで、65 歳以上が 45%、18 歳未満は 7%となっています。

障害者手帳保持者の推移(平成30年度~令和5年度)

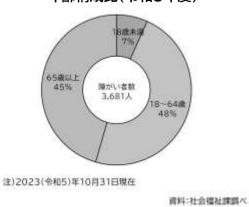


交付者数の構成比(令和5年度)



資料:社会福祉課調べ

年齢構成比(令和5年度)



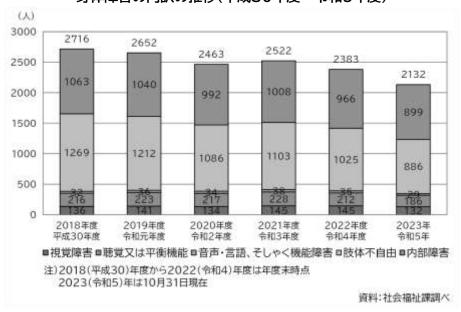
(2)身体障害の状況

- ○身体障害者手帳所持者は、平成 30 年度(2018)に 2.716 人からおおよそ減少傾向にあ り、令和5年度(2023)には 2.132 人となっています。
- ○等級別で見ると、令和5年度(2023)は、重度の1級が 941 人、2級が 351 人と半数近く を占めています。
- ○令和5年度(2023)の身体障害の内訳は、視覚障害が 132 人、聴覚又は平衡機能障害が 186 人、音声・言語、そしゃく機能障害が 29 人、肢体不自由が 886 人、内部障害が 899 人となっています。



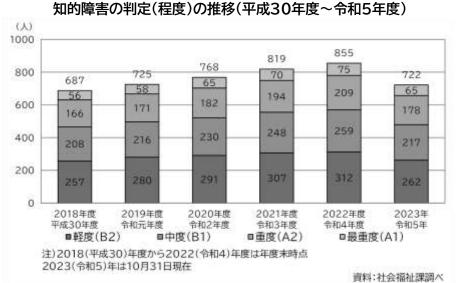
身体障害の等級(程度)の推移(平成30年度~令和5年度)

身体障害の内訳の推移(平成30年度~令和5年度)



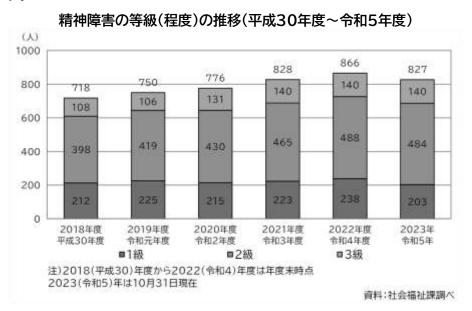
(3)知的障害の状況

- ○療育手帳所持者は、680 人から 860 人で推移しており、令和5年度(2023)は 722 人 となっています。
- ○等級別で見ると、軽度の(B2)が 262 人で最も多く、次いで中度(B1)が 217 人、重度 (A2)が178人、最重度(A1)が65人となっています。



(4)精神障害の状況

- ○精神障害者保健福祉手帳所持者は、710 人から 870 人で推移しており、令和5年度 (2023)は827人となっています。
- ○等級別で見ると、2級が 484 人で最も多く、次いで1級が 203 人、3級が 140 人となっ ています。



(5)発達障がい者(児)の状況

- ○発達障がいは、自閉症スペクトラム障害(ASD)、ADHD(注意欠如・多動性障害)、学習障害 (LD)のほか、トゥレット症候群(運動チック・音声チック)、吃音(症)など多岐にわたっています。
- ○現在、発達障がい者(児)に関する公式な統計が無いため、正確な人数を把握することは困難となっています。(ただし、発達障がい者(児)の中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得している方もいます。)
- ○アンケート調査結果では、「発達障害の診断を受けている」と回答した方は95人でした。

(6)難病患者の状況

- ○厚生労働省の「地域保健・健康増進事業報告」によると、本市の医療受給者証所持者(指定 難病患者)については、秘匿値となっており、正確な人数を把握することは困難となってい ます。
- ○アンケート調査結果では、「難病(特定疾病・小児慢性特定疾病)の診断を受けている」と回答した方は31人でした。

(7)就学前の状況

○特別支援保育対象児数を見ると、平成 30 年度(2018)の対象児数は保育園で 31 人、幼稚園で 19 人、認定こども園で 3 人の合計 53 人でしたが、令和5年度(2023)の対象児数は保育園で 78 人、幼稚園で 20 人、認定こども園で 7 人、放課後児童健全育成事業で 28 人の合計 133 人と約 2.5 倍に増加しています。

特別支援保育対象児数(平成30年度~令和5年度)

	2018 年度	2019 年度	2020年度	2021年度	2022 年度	2023 年度
	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育園	31	53	48	58	82	78
幼稚園	19	19	15	20	20	20
認定こども園	3	9	9	10	9	7
放課後児童健全 育成事業	情報なし	15	25	26	27	28
合計	53	96	97	114	138	133

※預かり保育時の特別支援含む。

資料:保育・幼稚園課、子育て支援課調べ(各年度4月1日時点)

(8)特別支援教育の状況

- ○特別支援教育対象児童・生徒数を見ると、平成 30 年度(2018)の対象児数は小学校で 366 人、中学校で 170 人の合計 536 人でしたが、令和5年度(2023)の対象児数は小学校で 743 人、中学校で 357 人の合計 1,100 人と増加しています。
- ○特別支援学級在籍児童数(小中学校)を見ると、小学校・中学校ともに「情緒」における在籍 児童数が年々増加傾向にあります。

特別支援教育対象・児童・生徒数(平成30年度~令和5年度)

	2018 年度	2019 年度	2020年度	2021年度	2022 年度	2023 年度
	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
小学校	366	410	510	603	689	743
中学校	170	173	217	270	320	357
合計	536	583	727	873	1,009	1,100

[※]小中学校においては、教育支援委員会において特別支援学級もしくは通級指導教室が適当と判断され た児童

資料:学校教育課調べ(各年度4月1日時点)

特別支援学級在籍児童数(小中学校)(平成30年度~令和5年度)

_							
		2018 年度	2019 年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023 年度
		平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
刀	\学校	186	203	232	255	292	333
	知的	83	90	102	95	95	105
	情緒	99	105	117	146	186	215
	難聴	1	1	2	1	1	2
	病弱	1	5	8	9	7	8
	弱視	2	2	1	1	2	1
	肢体不自由	0	0	2	3	1	1
	言語	0	0	0	0	0	1
中	学校	116	114	142	174	193	204
	知的	47	43	57	69	62	53
	情緒	64	70	80	96	120	143
	難聴	1	0	0	1	1	1
	病弱	4	1	3	6	7	5
	弱視	0	0	1	1	0	1
	肢体不自由	0	0	0	0	1	1
	言語	0	0	1	1	2	0
	合計	302	317	374	429	485	537

資料:学校教育課調べ(各年度5月1日時点)

(9)障害福祉サービス等利用者数

- ○各年度3月分の障害福祉サービスの利用者数を見ると、居宅介護(乗降介助除く)、生活介護、就労継続支援(B型)、共同生活援助(グループホーム)について概ね増加傾向にあります。
- ○重度訪問介護、自立訓練(生活訓練)、療養介護、施設入所支援、地域移行支援の利用者数はほぼ横ばいとなっています。

障害福祉サービス等実利用者数(平成29年度~令和4年度)

	2017 年度 平成29年度	2018 年度 平成30年度	2019 年度 令和元年度	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度
居宅介護(乗降介 助除く)	64	81	92	88	97	102
重度訪問介護	6	6	6	7	9	10
行動援護	0	0	1	0	0	0
同行援護	2	2	5	4	4	14
重度障害者等包 括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	178	189	190	197	203	206
自立訓練(機能訓練)	1	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	8	3	3	4	5	3
就労移行支援	10	7	12	8	9	6
就労継続支援(A型)	62	76	81	90	85	80
就労継続支援(B型)	212	229	245	277	336	375
就労定着支援	0	0	0	0	0	1
短期入所(福祉型)	23	21	28	14	15	26
短期入所(医療型)	9	9	16	0	0	2
療養介護	18	19	20	19	19	19
自立生活援助	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	75	81	90	104	115	113
施設入所支援	107	102	114	106	105	109
計画相談支援	78	125	151	176	197	155
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	1

※サービスの重複利用あり

資料:社会福祉課調べ(各年度3月分実績)

(10)障害児通所支援等実利用者数

- 〇各年度3月分の障害児通所支援等実利用者数を見ると、児童発達支援の利用者数は 60 人 前後で推移しています。
- ○放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は年々増加傾向にあり、令和4年度(2022)3月 分の放課後等デイサービス利用者数は 322 人、保育所等訪問支援利用者数は 14 人となっています。
- ○障害児相談支援は年度によってバラつきがありますが、令和2年度(2020)~令和4年度(2022)の3月分の利用者数は 90 人前後で推移しています。

障害児通所支援等実利用者数(平成29年度~令和4年度)

	2017 年度 平成29年度	2018 年度 平成30年度	2019 年度 令和元年度	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度
児童発達支援	45	54	62	58	66	63
医療型児童発達 支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサー ビス	147	188	224	257	280	322
保育所等訪問支 援	4	6	4	9	10	14
居宅型児童発達 支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	42	62	70	92	89	86

※サービスの重複利用あり

資料:社会福祉課調べ(各年度3月分実績)

(11)名護市内の障害福祉サービス等事業所数

○名護市内の障害福祉サービス等事業所数は、令和2年に 135 事業所、令和5年に 184 事業所となっており、3年間で 49 事業所増加しています。

名護市内の障害福祉サービス等事業所数(令和2年、令和5年)

サービス名	事業所数 (令和2年)	事業所数 (令和5年)	増減
訪問系サービス	24	32	8
居宅介護	11	15	4
重度訪問介護	11	15	4
同行援護	2	2	0
行動援護	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動系サービス	48	63	15
生活介護	12	15	3
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
宿泊型自立訓練	0	0	0
就労移行支援	3	3	0
就労継続支援(A型)	7	7	0
就労継続支援(B型)	15	27	12
就労定着支援	1	1	0
短期入所	8	8	0
療養介護	1	1	0
居住系サービス	11	13	2
共同生活援助(グループホーム)	7	9	2
施設入所支援	4	4	0
計画相談支援·地域相談支援	10	12	2
計画相談支援	10	12	2
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0
障害児通所·入所支援	42	64	22
児童発達支援	13	23	10
医療型児童発達支援	0	0	0
障害児入所支援	1	1	0
医療型障害児入所支援	1	1	0
放課後等デイサービス	16	27	11
保育所等訪問支援	2	2	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0 注 1
障害児相談支援	9	10	1
計	135	184	49

注 1:居宅訪問型児童発達支援事業所は、令和5年 11 月時点では 1 事業所が立地している。 資料:

^{1. 「}障害福祉サービス指定事業所情報」(令和5年10月1日時点)沖縄県ホームページ

^{2.} 社会福祉課調べ(令和2年)

6. アンケート調査結果の概要

(1)調査概要

①アンケート調査の目的

本市の障がい者施策に関する政策全般にわたる「名護市第4期障害者計画」、障害福祉サービスの見込み量や確保方策を定める「第7期障害福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を 策定するために、障がいのある方、障がいを持たない市民に対し、障がいに係る実態や意識、 ニーズを調査・分析することを目的として実施しました。

②調査方法

郵送による配布、回収(無記名)

3調査期間

令和5年10月26日~令和5年11月30日

④調査対象者及び回収結果

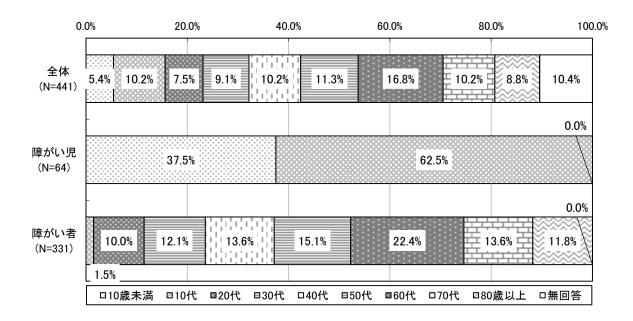
調査対象	母集団	必要標本数	配布数	回収票数	回収率
障がい者及び障がい児					
向けアンケート:手帳所	5,384人	359票	1,750票	441票	25.2%
持者等の方					
市民向けアンケート:					
障がい者のいる世帯を	38,288人	380票	2,000票	473 票	23.7%
除<市民					

[※]母集団は令和5年8月1日現在の人数

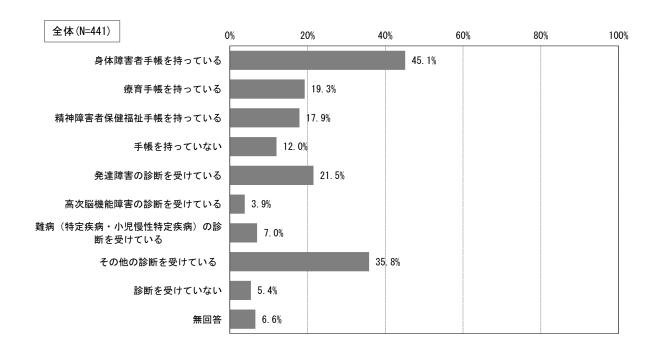
(2)障がい者及び障がい児向けアンケート調査結果の概要

①基本事項(本人)について

年齢は、「60 代」が 16.8%と最も多く、次いで、「50 代」が 11.3%、「10 代」「70 代」が 10.2%などとなっています。

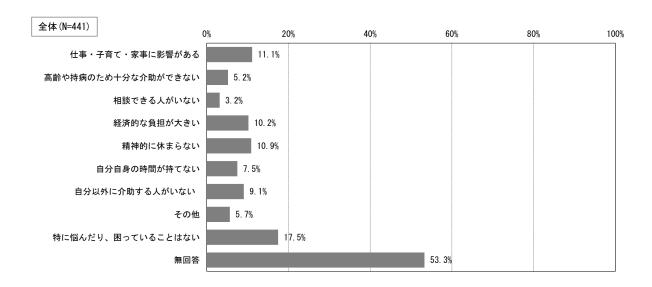


障害者手帳や発達障害等の診断について、全体では「身体障害者手帳を持っている」が 45.1%と最も多く、次いで、「その他診断を受けている」が 35.8%、「発達障害の診断を受けている」が 21.5%などとなっています。

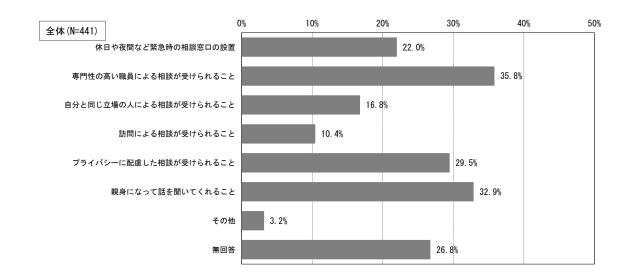


②相談体制について

主な介助者が当事者を介助する上での悩みや困っていることは、「特に悩んだり、困っていることはない」が 17.5%と最も多く、次いで、「仕事・子育て・家事に影響がある」が 11.1%、「精神的に休まらない」が 10.9%、「経済的な負担が大きい」が 10.2%などとなっています。

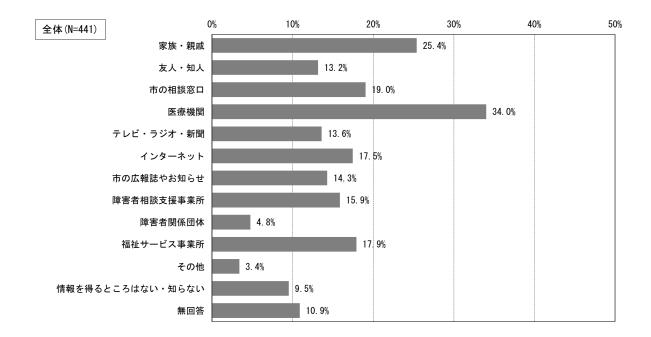


相談体制に望むことは、「専門性の高い職員による相談が受けられること」が 35.8%と最も多く、次いで「親身になって話を聞いてくれること」が 32.9%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が 29.5%などとなっています。

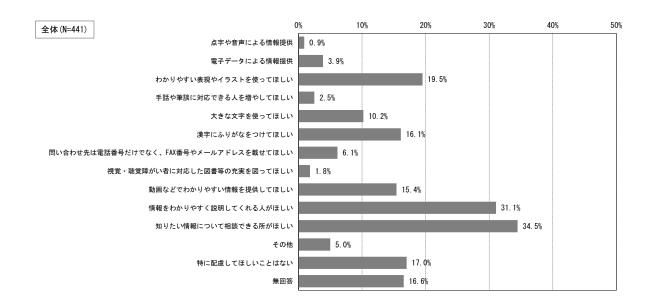


③情報入手について

福祉や医療及びその他情報の取得方法は、「医療機関」が 34.0%と最も多く、次いで、「家族・親族」が 25.4%、「市の相談窓口」が 19.0%などとなっています。

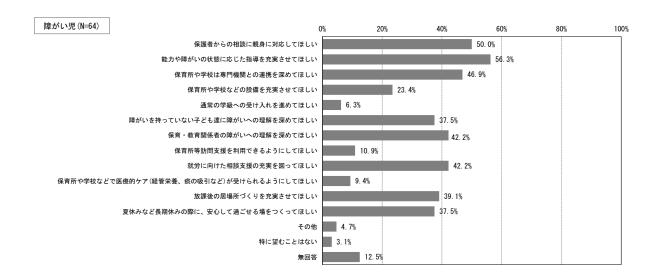


情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことは、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が 34.5%と最も多く、次いで、「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が 31.1%、「わかりやすい表現やイラストを使ってほしい」が 19.5%などとなっています。



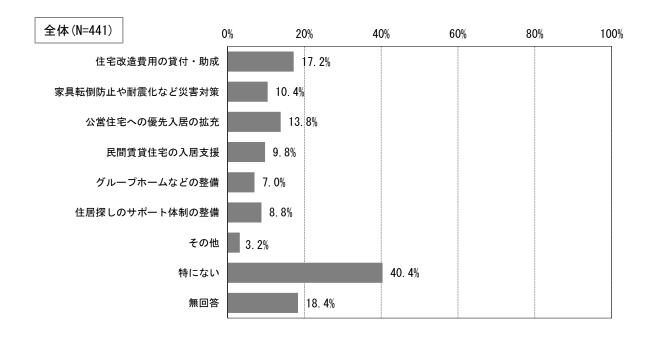
4保育・療育・教育について

18 歳未満の障がいのあるお子さんの保護者の方が保育・療育・教育に望んでいることは、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が 56.3%と最も多く、次いで、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」が 50.0%、「保育所や学校は専門機関との連携を深めてほしい」が 46.9%などとなっています。



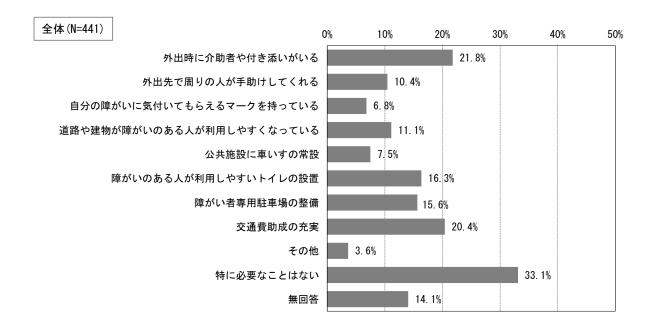
⑤住まいについて

住まいに関して必要だと思う支援は、「特にない」が40.4%と最も多く、次いで、「住宅改造費用の貸付・助成」が17.2%、「公営住宅への優先入居の拡充」が13.8%、「家具転倒防止や耐震化など災害対策」が10.4%などとなっています。



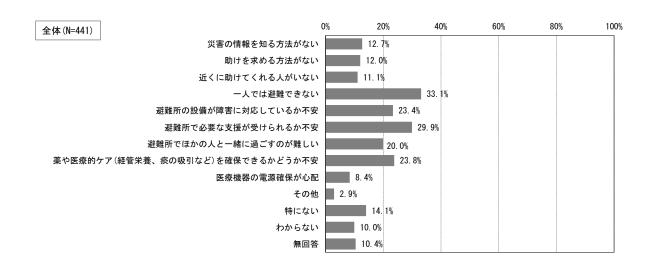
⑥外出について

外出する際に必要だと思うことは、「特に必要なことはない」が 33.1%と最も多く、次いで、「外出時に介助者や付き添いがいる」が 21.8%、「交通費助成の充実」が 20.4%、「障がいのある人が利用しやすいトイレの設置」が 16.3%などとなっています。

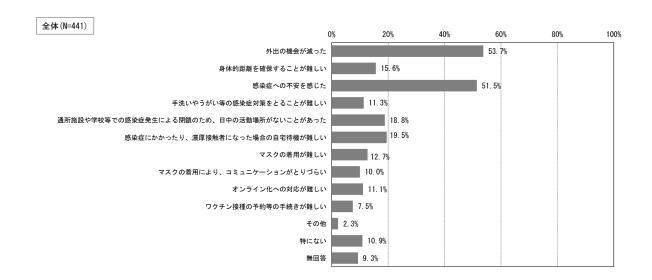


⑦災害時等について

災害が発生したときに困ることや不安なことは、「一人では避難できない」が33.1%と最も多く、次いで、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が29.9%、「薬や医療的ケア(経管栄養、痰の吸引など)を確保できるかどうか不安」が23.8%などとなっています。

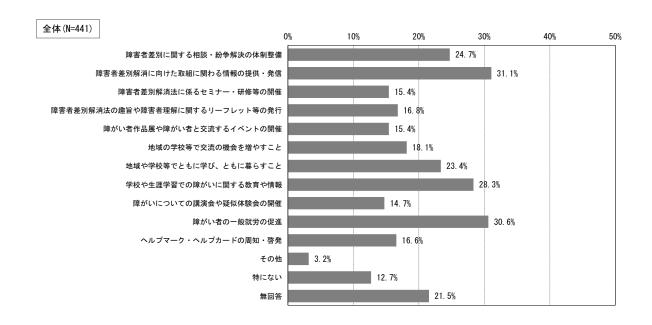


新型コロナウイルス感染症が拡大したときに困ったことや不安に思ったことは、「外出の機会が減った」が 53.7%と最も多く、次いで、「感染症への不安を感じた」が 51.5%、「感染症にかかったり、濃厚接触者になった場合の自宅待機が難しい」が 19.5%などとなっています。



⑧権利擁護・虐待について

障がい者の差別解消を進めていくために必要だとおもうことは、「障害者差別解消に向けた取組に関わる情報の提供・発信」が 31.1%と最も多く、次いで、「障がい者の一般就労の促進」が 30.6%、「学校や生涯学習での障がいに関する教育や情報」が 28.3%などとなっています。



9障害福祉サービスについて

障害福祉サービス

福祉サービスの利用状況は、「現在利用していない」の割合が多くなっています。また、今後利用したいかについては、無回答の割合が多くなっています。

現在利用しているサービスは、「計画相談支援」が 20.9%と最も多く、次いで、「生活介護」 が 12.0%、「放課後等デイサービス」が 10.4%などとなっています。

今後利用したいと思うサービスは、「計画相談支援」が23.6%と最も多く、次いで、「就労選択支援」が22.9%、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」が19.3%などとなっています。

		現在利	用してい	ますか		今後和	川用したし	いと思いる	ますか しゅうしん
	利用してい	利用してい	用できてい	無回答	計	う 用したい	う 用しない	無回答	計
	る	ない	なが い利			と 思	と思		
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	21	246	6		441	69	178	194	441
(自宅で入浴、排泄、食事の介護を行う) ② 重度訪問介護	4. 8%	55. 8%	1.4%	38. 1%	100.0%	15. 6%	40. 4%	44. 0%	100.0%
② 単反切印川 護 (重度の障害があり、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の 移動支援までを総合的に行う)	2. 0%	240 54. 4%	0. 5%		100.0%	52 11. 8%	184 41. 7%	205 46. 5%	100.0%
③ 行動援護	11	254	5	171	441	52	183	206	441
(知的障害又は精神障害により、常に介護の必要な方に、外出時の移動や 行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う)	2. 5%	57. 6%	1. 1%		100.0%	11. 8%	41. 5%	46. 7%	100.0%
(4) 同行援護 (4) 機能を持たし、 おおに B## たたたて カル・カル・ス おお 上版	6	244	3	188	441	36	193	212	441
(視覚障害により、移動に困難を有する方に、外出先における移動支援、 視覚的情報の提供等の支援を行う) ⑤ 重度障害者等包括支援	1.4%	55. 3% 246	0. 7%		100.0%	8. 2%	43. 8%	48. 1% 216	100.0%
(介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的									
に提供) ⑥ 生活介護	2. 0%	55. 8% 210	0. 5%		100.0%	9. 3%	41. 7% 166	49.0%	100.0%
(常に介護を必要とする方に、施設などで行われる入浴、排せつ、食事の 介護や創作的活動を提供)	12. 0%	47. 6%	1. 6%		100.0%	13. 4%	37. 6%	49.0%	
⑦ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	36	226	5	174	441	85	144	212	441
(自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活 能力向上のための訓練を行う)	8. 2%	51. 2%	1. 1%	39. 5%	100.0%	19. 3%	32. 7%	48. 1%	100.0%
⑧就労選択支援 ※令和7年度開始予定	3	4	0	434	441	101	144	196	441
(就労を希望する方に、就労アセスメントを活用し、働き方の希望、就労 能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス)	0. 7%	0. 9%	0.0%		100.0%	22. 9%	32. 7%	44. 4%	100.0%
9 就労移行支援	11	225	6	199	441	83	155	203	441
(就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための 訓練を行う)	2. 5%	51.0%	1. 4%			18. 8%	35. 1%	46.0%	
(⑪ 就労継続支援A型 (一般企業での就労が困難な方に、雇用契約等に基づき働く場所を提供す	11	218	13	199	441	78	156	207	441
るとともに就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う) (i) 就労継続支援B型	2. 5%	49. 4%	2. 9%		100.0%	17. 7%	35. 4%	46. 9%	
(一般企業での就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに就労に必	10. 2%	207 46. 9%	0. 7%		100.0%	70 15. 9%	163 37. 0%	208 47. 2%	441 100.0%
要な知識や能力向上のための訓練を行う) ⑩ 就労定着支援	6	238	8	189	441	82	153	206	441
(一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う)	1. 4%	54. 0%	1.8%				34. 7%	46. 7%	
③ 短期入所(ショートステイ)	14	236	15	176	441	77	158	206	441
(自宅で介護を行う方が病気の場合など短期間施設で介護を行う。レスパイトを含む)	3. 2%	53.5%	3.4%	39. 9%	100.0%	17. 5%	35. 8%	46. 7%	100.0%
(I) 療養介護	17	243	3	178	441	61	171	209	441
(医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行う)	3. 9%	55. 1%	0. 7%				38.8%	47. 4%	
(第 自立生活援助) (労 自たににおなりた) たい、 中立 に	10	242	6	183	441	80	156	205	441
(単身生活に移行した人に一定期間、情報の提供や助言等により、自立した日常生活を営む支援を行う)	2. 3%						35. 4%	46.5%	
(1) 共同生活援助(グループホーム) (共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴や排せつ、食事の人ませんだった。 へきましばった 年刊しばれる (日刊はよう)	5 1. 1%	250 56. 7%	0. 7%	***************************************	441 100.0%	56 12. 7%	179 40. 6%	206 46. 7%	441 100.0%
の介護などを行う。介護サービス包括型と外部サービス利用型がある) (f) 施設入所支援	36	217	5	183	441	63	165	213	441
(施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う)	8. 2%	49. 2%	1.1%	41.5%	100.0%	14. 3%	37. 4%	48.3%	100.0%
⑱ 計画相談支援	92	172	5	172	441	104	122	215	441
(障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画を 作成し、支給決定後にサービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリン グ)等のケアマネジメントを行う)	20. 9%	39.0%	1. 1%	39. 0%	100.0%	23. 6%	27. 7%	48.8%	100.0%

⑨ 地域移行支援	7	244	4	186	441	54	174	213	441
(福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保等、地域における受入体制の整備を行う)	1. 6%	55. 3%	0. 9%	42. 2%	100.0%	12. 2%	39. 5%	48. 3%	100.0%
⑩ 地域定着支援	5	244	5	187	441	60	169	212	441
(福祉施設、精神科病院を退所・退院して単身生活に移行した方に対し、 常時の連絡体制を確保し、緊急時には支援を行う)	1. 1%	55. 3%	1. 1%	42. 4%	100.0%	13. 6%	38. 3%	48. 1%	100.0%
② 児童発達支援	16	196	3	226	441	20	172	249	441
(児童発達支援センターなどで、日常生活における基本的な動作の指導などを行う)	3. 6%	44. 4%	0. 7%	51. 2%	100.0%	4. 5%	39.0%	56.5%	100.0%
② 医療型児童発達支援	3	202	3	233	441	16	176	249	441
(日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適 応訓練などの支援と治療を行う)	0. 7%	45. 8%	0. 7%	52. 8%	100.0%	3. 6%	39. 9%	56.5%	100.0%
② 放課後等デイサービス	46	175	0	220	441	38	149	254	441
(学校に通学している方が放課後や休日に、施設で生活能力向上の訓練などを行う)	10. 4%	39. 7%	0. 0%	49. 9%	100.0%	8. 6%	33. 8%	57. 6%	100.0%
② 保育所等訪問支援	4	204	1	232	441	13	176	252	441
(保育所などに児童指導員や保育士が訪問し、集団生活に適応するための 専門的な支援を行う)	0. 9%	46. 3%	0. 2%	52.6%	100.0%	2. 9%	39. 9%	57. 1%	100.0%
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	0	207	0	234	441	7	183	251	441
(重度の障害で児童発達支援や放課後等デイサービスの支援が受けられない子どもを対象に、利用者の居宅を訪問し、発達の支援を行う)	0.0%	46. 9%	0.0%	53. 1%	100.0%	1. 6%	41. 5%	56. 9%	100.0%
② 障がい児相談支援	37	174	1	229	441	30	154	257	441
(障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所 支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う)	8. 4%	39. 5%	0. 2%	51.9%	100.0%	6. 8%	34. 9%	58.3%	100.0%

地域生活支援事業

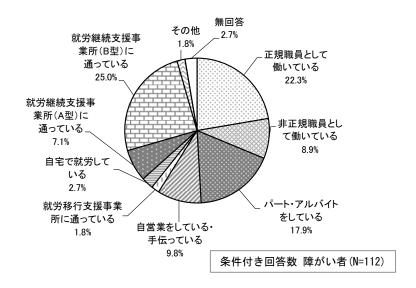
現在利用している支援事業は、「相談支援事業」が 13.4%と最も多く、次いで、「日常生活用具給付事業」が 6.3%、「日中一時支援」が 5.7%などとなっています。

今後利用したい支援事業は、「相談支援事業」が 25.2%と最も多く、次いで、「日常生活用 具給付事業」が 21.5%、「移動支援事業」が 20.9%などとなっています。

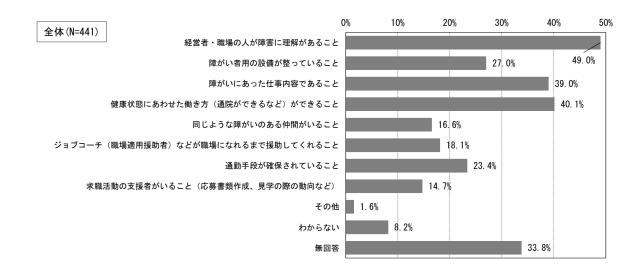
	現在利用していますか			今後利用したいと思いますか					
	利用している	利用していない	用できていない利用したいが利	無回答	Tult	う利用したいと思	う利用しないと思	路 回 湘	mit.
① 自発的活動支援事業	6	242	2	191	441	54	168	219	441
(やんばるの集い、避難行動要支援者名簿の情報更新等、各種交流会活動への支援を行う)	1. 4%	54. 9%	0. 5%	43. 3%	100.0%	12. 2%	38. 1%	49. 7%	100.0%
② 相談支援事業	59	209	5	168	441	111	118	212	441
(福祉に関する問題や介護者から相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行う。また、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)を行う。)	13.4%	47. 4%	1. 1%	38. 1%	100.0%	25. 2%	26.8%	48. 1%	100.0%
③ 成年後見制度利用支援事業	5	251	7	178	441	70	160	211	441
(知的障害や精神障害によって自分で判断することが困難な方に対し、成年後見制度を利用するための支援を行う)	1. 1%	56. 9%	1. 6%	40. 4%	100.0%	15. 9%	36.3%	47. 8%	100.0%
④ 意思疎通支援事業	2	248	4	187	441	28	196	217	441
(意思の伝達に支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者を養成・派遣を行う)	0. 5%	56. 2%	0. 9%	42. 4%	100.0%	6. 3%	44. 4%	49. 2%	100.0%
⑤ 日常生活用具給付事業	28	227	5	181	441	95	138	208	441
(障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行う)	6.3%	51.5%	1.1%	41.0%	100.0%	21.5%	31.3%	47. 2%	100.0%
⑥ 移動支援事業	17	241	7	176	441	92	140	209	441
(身体、知的、精神などの障害により外出時の移動が困難な人に対し、外 出の際の移動の支援を行う)	3. 9%	54.6%	1.6%	39. 9%	100.0%	20. 9%	31. 7%	47. 4%	100.0%
⑦ 地域活動支援センター	14	240	5	182	441	69	155	217	441
(施設において、創作的活動や、生産活動、交流促進等の機会を提供)	3. 2%	54.4%	1.1%		100.0%	15.6%	35. 1%	49. 2%	100.0%
⑧ 日中一時支援	25	230	6	180	441	70	152	219	441
(日中一時的にサービス利用を必要とする人に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会を提供)	5. 7%	52. 2%	1.4%	40. 8%	100.0%	15. 9%	34. 5%	49. 7%	100.0%
⑨ 地域移行のための安心生活支援(くらしいきいき応援事業)	3	251	2	185	441	55	165	221	441
(「地域移行推進重点プラン」を作成し、地域生活への移行や定着を支援)	0. 7%	56.9%	0.5%	42.0%	100.0%	12.5%	37.4%	50.1%	100.0%
⑩ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	9	244	6		441	58	168	215	441
(スポーツ教室、スポーツ大会の実施)	2.0%	55.3%	1.4%		100.0%	13. 2%	38. 1%	48.8%	100.0%
(1) 点字・声の広報等発行事業	3	246	2	190	441	22	195	224	441
(文字による情報入手が困難な方のために、点字、音声訳等のわかりやすい方法での情報を提供)	0. 7%	55. 8%	0.5%	43.1%	100.0%	5.0%	44. 2%	50.8%	100.0%

⑩就労について

就労状況は、「就労継続支援事業所(B型)に通っている」が 25.0%と最も多く、次いで、「正規職員として働いている」が 22.3%、「パート・アルバイトをしている」が 17.9%などとなっています。

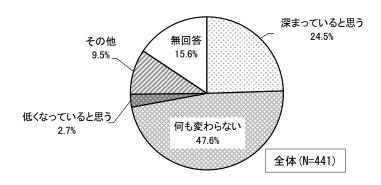


障がい者が就業するために必要なことは、「経営者・職場の人が障害に理解があること」が49.0%と最も多く、次いで、「健康状態にあわせた働き方(通院ができるなど)ができること」が40.1%、「障がいに合った仕事内容であること」が39.0%などとなっています。



①地域・暮らしについて

3年前と比べて障害のある人に対する地域の理解・認識が深まっていると思うかについては、「何も変わらない」が 47.6%と最も多く、次いで、「深まっていると思う」が 24.5%、「その他」が 9.5%などとなっています。



⑫施策要望について

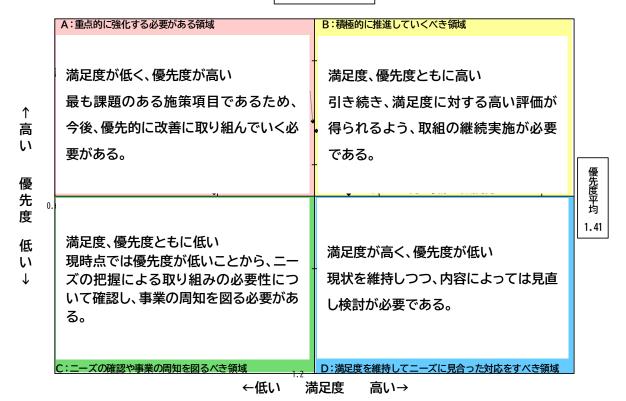
名護市で取り組んでいる 20 施策について、各施策の満足度と重要度を以下の4段階で得点をつけ、散布図で表現するポートフォリオ分析を行いました。

満足度と優先度の点数表

現状(満足度)		今後(優先度)			
満足	2点	とても重要	2点		
やや満足	1点	重要	1点		
やや不満	-1点	あまり重要ではない	-1点		
不満	-2点	重要ではない	-2点		

各領域の概要

満足度平均 0.72



領域の優先順位

優先順位1位:領域 A 重点的に強化する必要がある領域

優先順位2位:領域 B 積極的に推進していくべき領域

優先順位3位:領域 C ニーズの確認や事業の周知を図るべき領域

優先順位4位:領域 D 満足度を維持してニーズに見合った対応をすべき領域

■ポートフォリオ分析結果

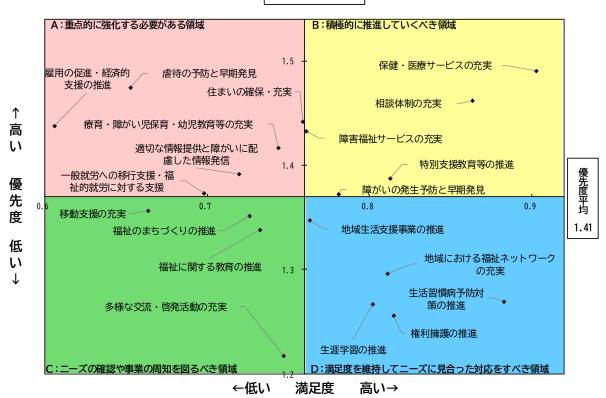
ポートフォリオ分析における、領域 A:重点的に強化する必要がある施策としては、以下の7 施策があげられます。

- ・適切な情報提供と障がいに配慮した情報発信
- ・障害福祉サービスの充実
- ・療育・障がい児保育・幼児教育等の充実
- ・一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援
- ・雇用の促進・経済的支援の推進
- ・住まいの確保・充実
- ・虐待の予防と早期発見

ポートフォリオ分析における、領域 B:積極的に推進していくべき施策としては、以下の4施策があげられます。

- 相談体制の充実
- ・保健・医療サービスの充実
- ・障がいの発生予防と早期発見
- 特別支援教育等の推進

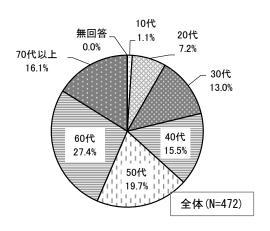
満足度平均 0.72



(3)市民向けアンケート調査結果の概要

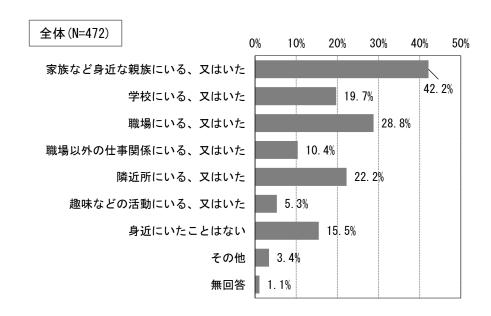
①基本事項(本人)について

年齢は、「60代」が27.4%と最も多く、次いで、「50代」が19.7%、「70代」が16.1%などとなっています。

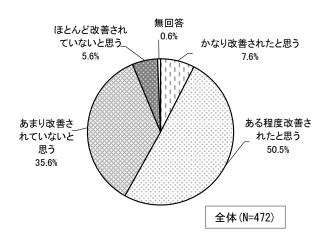


②障がい者施策について

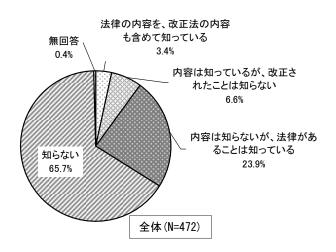
身近に障がい者がいたことがあるかについては、「家族など身近な親族にいる、又はいた」が 42.2%と最も多く、次いで、「職場にいる、又はいた」が 28.8%、「隣近所にいる、又はいた」が 22.2%などとなっています。



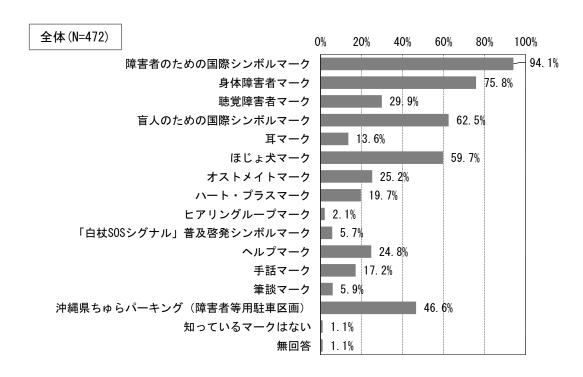
5年前と比べて障がい者に対する差別や偏見が改善されたと思うかは、「ある程度改善されたと思う」が 50.5%と最も多く、次いで、「あまり改善されていないと思う」が 35.6%、「かなり改善されたと思う」が 7.6%などとなっています。



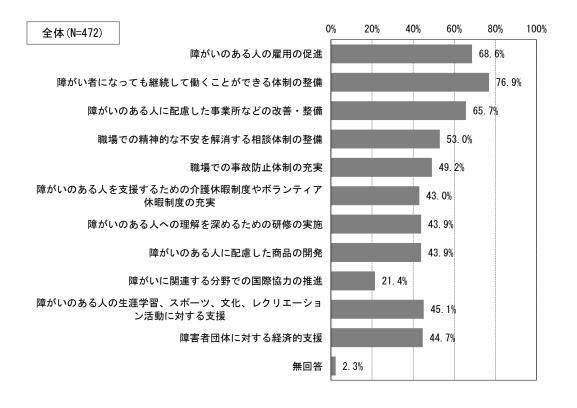
「障害者差別解消法」の認識については、「知らない」が 65.7%と最も多く、次いで、「内容は知らないが、法律があることは知っている」が 23.9%、「内容は知っているが、改正されたことは知らない」が 6.6%などとなっています。



障がい者を支援するためのマークの認知度は、「障害者のための国際シンボルマーク」が 94.1%と最も多く、次いで、「身体障害者マーク」が 75.8%、「盲人のための国際シンボルマーク」が 62.5%などとなっています。



障がい者のために企業や民間団体が行う活動として希望することは、「障がい者になってもなっても継続して働くことができる体制の整備」が 76.9%と最も多く、次いで、「障がいのある人の雇用の促進」が 68.6%、「障がいのある人に配慮した事業所などの改善・整備」が 65.7%などとなっています。



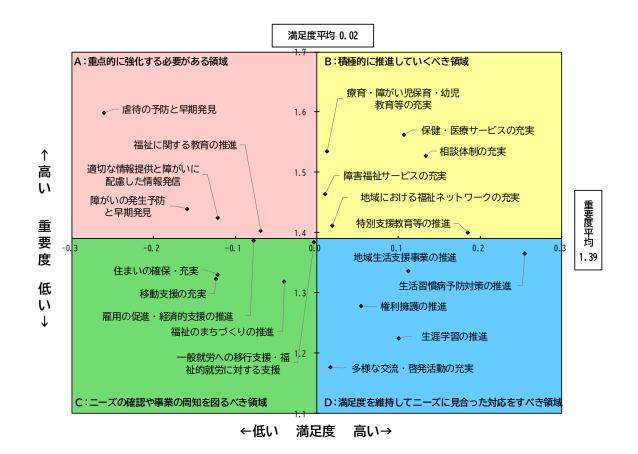
■ポートフォリオ分析結果

ポートフォリオ分析における、領域 A:重点的に強化する必要がある施策としては、以下の4 施策があげられます。

- ・適切な情報提供と障がいに配慮した情報発信
- ・福祉に関する教育の推進
- ・障がいの発生予防と早期発見
- ・虐待の予防と早期発見

ポートフォリオ分析における、領域 B:積極的に推進していくべき施策としては、以下の6施策があげられます。

- 相談体制の充実
- ・地域における福祉ネットワークの充実
- ・保健・医療サービスの充実
- ・障害福祉サービスの充実
- ・療育・障がい児保育・幼児教育等の充実
- 特別支援教育等の推進



30

7. 事業所意向調査結果の概要

(1)調査概要

①アンケート調査の目的

本市の障がい者施策に関する政策全般にわたる「名護市第4期障害者計画」、障害福祉サービスの見込み量や確保方策を定める「第7期障害福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を 策定するために、名護市内の障害福祉サービス事業所に対し、障がいに係る実態や意識、ニーズを調査・分析することを目的として実施しました。

②調査方法

Web アンケート

③調査期間

令和5年11月10日~令和5年11月24日

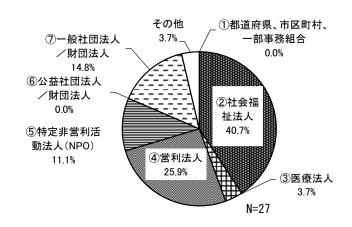
④調査対象者及び回収結果

調査対象	配布数	回収票数	回収率		
名護市内の障害福祉サービス事業所	108票	27票	25%		

(2)調査結果の概要

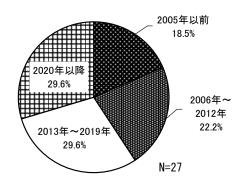
①組織形態(サービス実施主体)について

組織形態(サービス実施主体)は、「社会福祉法人」が 40.7%と最も多く、次いで、「営利法人」が 25.9%、「一般社団法人/財団法人」が 14.8%などとなっています。



②事業開始年について

事業開始年は、「2013 年~2019 年」「2020 年以降」が 29.6%と最も多く、次いで、 「2006 年~2012 年」が 22.2%、「2005 年以前」が 18.5%となっています。

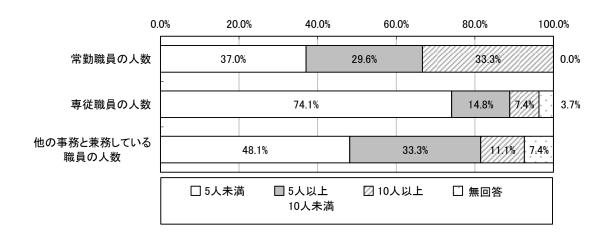


③職員の人数、専従・兼務の状況について

常勤職員の人数は、「5 人未満」が 37.0%と最も多く、次いで、「10 人以上」が 33.3%、 「5 人以上 10 人未満」が 29.6%となっています。

専従職員の人数は、「5 人未満」が 74.1%と最も多く、次いで、「5 人以上 10 人未満」が 14.8%、「10 人以上」が 7.4%となっています。

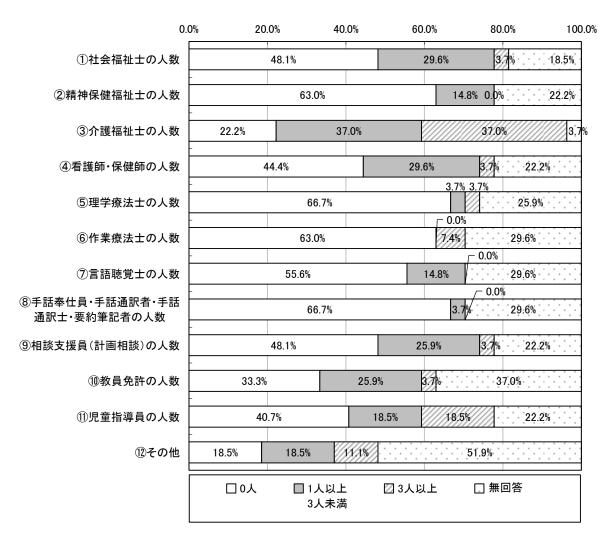
他の事務と兼務している職員の人数は、「5 人未満」が 48.1%と最も多く、次いで、「5 人以上 10 人未満」が 33.3%、「10 人以上」が 11.1%となっています。



④職員の持つ資格について

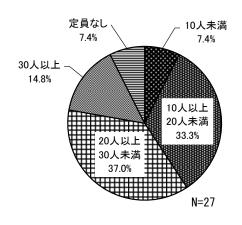
全体的に資格を持っていない職員が多い傾向にあります。

職員の持つ資格は、「介護福祉士」が 74.0%と最も多く、次いで、「児童指導員」が 37.0%、「社会福祉士」「看護師・保健師」が 33.3%などとなっています。



⑤定員数について

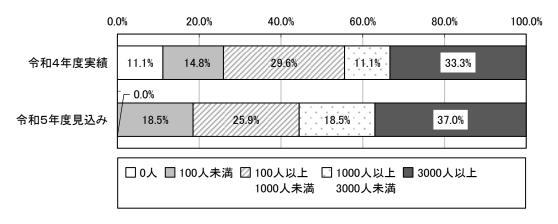
定員数は、「20人以上30人未満」が37.0%と最も多く、次いで、「10人以上20人未満」が33.3%、「30人以上」が14.8%などとなっています。



⑥年間利用者数について

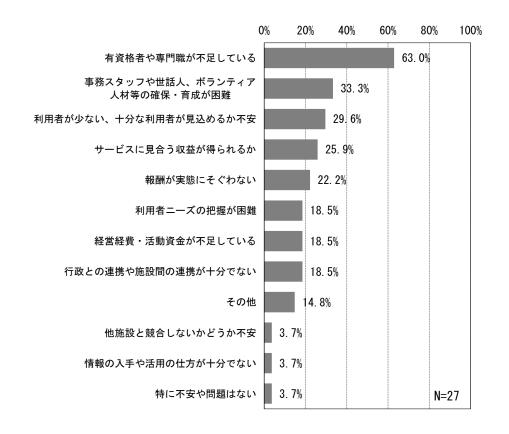
年間利用者数について、令和4年度実績は、「3000 人以上」が 33.3%と最も多く、次いで、「100 人以上 1000 人未満」が 29.6%、「100 人未満」が 14.8%などとなっています。

令和5年度見込みは、「3000 人以上」が 37.0%と最も多く、次いで「100 人以上 1000 人未満」が 25.9%、「100 人未満」「1000 人以上 3000 人未満」が 18.5%となっています。



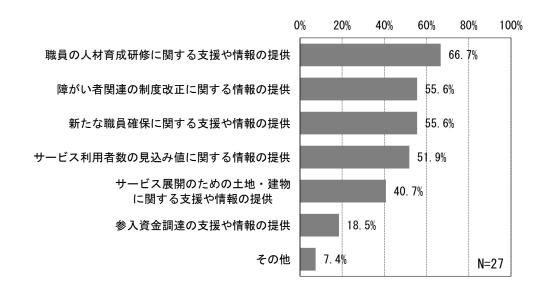
⑦運営上の課題について

運営上の課題は、「有資格者や専門職が不足している」が 63.0%と最も多く、次いで、「事務スタッフや世話人、ボランティア人材等の確保・育成が困難」が 33.3%、「利用者が少ない、十分な利用者が見込めるか不安」が 29.6%などとなっています。



⑧事業所が行政に求めることについて

事業所が行政に求めることは、「職員の人材育成研修に関する支援や情報の提供」が66.7%と最も多く、次いで、「障がい者関連の制度改正に関する情報の提供」「新たな職員確保に関する支援や情報の提供」が55.6%、「サービス利用者数の見込み値に関する情報の提供」が51.9%などとなっています。



I 章. 総論

1. 基本理念

第3次名護市障がい者プランを踏襲し、下記を基本理念として掲げます。

○人権、自己選択・自己決定の尊重

障がいのある人の人権・人格はもとより、個人が自己選択と自己決定の下、主体的に選択することを尊重します。

○自立と社会参加の実現

生きがいを持って参加できる活動の場・暮らしの場の創出により、障がい者の持つ能力を最大限に発揮していく機会をつくり、自立した生活と社会参加を実現します。

○共生のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が思いやりの心を持ち、自分にできる範囲で支え合い・助け合う共生のまちをつくります。

<u>キャッチフレーズ</u>

お互いの人格と個性を尊重し、

生きがいのある暮らしを育み、

思いやりで支える共生のまち・なご

これらの基本理念は、国全体が目指す「地域共生社会の実現」や、「SDGs(持続可能な開発目標)」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現にもつながるものです。

※SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標です。そこに含まれるSDGsの17ゴール(目標)・169ターゲット(達成基準)の達成に向けて、世界でも、そして国内でもさまざまな取組が進められています。

「お互いの人格と個性を尊重し、生きがいのある暮らしを育み、思いやりで支える共生のまち・なご」を目指すことは、持続可能で誰一人取り残さないまちの実現にもつながります。

SUSTAINABLE GOALS



2. プランの基本的方向

先に示した基本理念の達成に向けて、本プランの基本方向を位置づけます。

(1)福祉のネットワークづくりを進めるまち

障がいのある人の地域での生活を支えるため、情報提供や相談等に対する支援の充実を図るとともに、地域で障がい者を支える体制の構築を進めるなど、地域における福祉ネットワークの充実を図ります。また、そうした社会の実現に向けて、市民一人ひとりの福祉の心の醸成を図ります。

(2)健やかでやすらぎのあるまち

障がい者の健康の保持・増進をはじめ、健康づくりの支援による障がいの発生予防や早期発見を進めます。また、障がい者やその家族が安心して暮らせるよう、在宅福祉サービス等、各種事業の推進を図ります。

(3)自立と社会参加を支えるまち

障がい児や障がい者がその能力を充分に伸ばしていけるよう、療育指導の実施や特別支援教育等の推進を図るとともに、生きがいのある生活に向けて生涯学習の推進を図ります。また、地域での自立した生活に向けて、就労訓練の充実や就労機会の確保に努め、就労意欲を持つ障がい者の就労支援を進めます。加えて、住宅・住環境や移動支援等、地域で暮らす基盤の整備を図ります。

3. 施策体系

基本的方向1

福祉のネットワークづくりを進めるまち

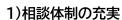
(1)障がい者(児)への理解の促進







- 1) 障がい者(児) 理解の促進
- 2)差別解消・合理的配慮の普及・啓発
- (2)地域での相談・支援の充実



2)情報バリアフリーの推進









3)権利擁護の推進

(3) 障がい者の支援ネットワー

クの充実

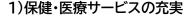


1)地域における福祉ネットワークの充実

基本的方向2

健やかでやすらぎのあるまち

(1)健康づくりの推進





2)障がいの発生予防と早期発見



3)生活習慣病予防対策の推進

(2)生活支援の充実









1)障害福祉サービスの充実

2)特別支援教育等の推進

2)地域生活支援

基本的方向3

自立と社会参加を支えるまち

(1)療育と教育の充実

1)療育・障がい児保育・幼児教育等の充実







3)生涯学習の推進

(2)就労支援等の充実







1)一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援

(3)地域で暮らす基盤の整備

2)雇用の促進・経済的支援の推進

1)住まいの確保・充実

2)福祉のまちづくりの推進











3)虐待の予防と早期発見

4)移動支援の充実

■施策体系(所管課一覧)

基	他	東体	系(所管課一覧)	-	福祉部	R	- V±	家部	総部		tth tab	政策部		7:	建設部		李竹子	育委員	<u> </u>		122	41
華本的方向	施	策		社会福祉課	介護長寿課	健康増進課	子育で支援課	保育·幼稚園課	総務課	企画情報課		(中央公民館) 地域力推進課	文化スポーツ振興課	建設土木課	都市計画課	建築住宅課	教育施設課	学校教育課	中央図書館	商工観光局	選挙管理委員会	社会福祉協議会
1	(1)障	がい	者(児)への理解の促進			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>		誄								_	
1			1)障がい者(児)理解の促進																			
翟			①地域における交流の促進	0	0			0													\dashv	\vdash
カネ			②既存イベントの開催の工夫 ③障がい者週間などでの啓発事業の推進	0																	\dashv	\vdash
ット	1	施策2	2)差別解消・合理的配慮の普及・啓発			.		ļ			ļ			 ,	,		 ,					
ワー			①市民や事業所に対する差別解消・合理的配慮の	0					0												П	
クゴ			普及・啓発 ②学校教育における福祉教育の充実	0														0			\dashv	
福祉のネットワークづくりを進めるまち			③沖縄県共生社会条例の普及	0														0			\dashv	
りを			④名護市手話言語条例の普及	0																	킈	
進め			の相談・支援の充実																			
る			1)相談体制の充実 ①公的機関における相談窓口の機能強化	0	0	l	0	l	ı		l									П		
65			②総合的な相談支援体制の確立	0	Ŭ																\neg	
			③自立支援協議会の充実	0																		
			④医療的ケア児支援のための協議の場の設置等 ⑤サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画	0																	\dashv	
			の作成支援	0																		
			⑥身近な地域における相談体制の充実	0		0	0															0
			⑦地域移行・定着に向けた相談等支援 ⑧『地域生活支援拠点等』の整備	0																	\dashv	\vdash
	-	施策2	◎『地域主活文振频点寺』の整備 2)情報バリアフリーの推進	0		<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>										_	\vdash
		702/12	①市民のひろば(広報)やホームページ等の充実	0																	\neg	0
			②情報提供の工夫	0																		
		佐笙:	③図書館資料の充実 3)権利擁護の推進																0		_	
			①成年後見制度の周知と利用支援の充実	0	0	l		1	l		1									T	\neg	0
			②日常生活自立支援事業の利用促進	0																		0
			者の支援ネットワークの充実 1)地域における福祉ネットワークの充実																			
			①ボランティアの育成と活動支援	0	<u> </u>	l		<u> </u>	1	1	l									П	\neg	0
			②地域に根ざした活動をすすめる人材の確保と	0		0															\neg	0
			活動支援		_																_	
			③各区における見守り活動等の推進 ④活動拠点の充実	0	0						0									-	\dashv	0
			⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	0																	\neg	
	(4) 7	· »	の構築に向けた協議の場の設置	0					<u> </u>					Ш			Ш			Ц	_	
2			くりの推進 1)保健・医療サービスの充実																			
健や			①障がい者等の保健指導の充実			0		1	I		1					1			1	T	\lnot	
			②自立支援医療の利用促進	0																		
かでやすらぎのあるまち			③重度心身障がい者(児)の医療費助成の継続	0																		
र 5		施策2	2)障がいの発生予防と早期発見		1	_		1	1	1	1											
ぎの			①妊産婦の保健指導の充実 ②妊婦健康診査の充実			0															\dashv	
あっ			③乳幼児の保健指導の充実			0															\dashv	
a ‡.			④乳幼児の健康診査の充実			0																
ち			⑤母子保健推進員の活動強化			0																
			3)生活習慣病予防対策の推進	l .	1	_		1	1	1	1				1							
			①特定保健指導等の充実 ②集団健診等の充実			0															\dashv	\vdash
	(2)生		で美国産が守めた夫 援の充実			0	_	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>										_	_
			1)障害福祉サービスの充実																			
			①訪問系サービスの充実	0																		
			②日中活動系サービスの充実	0																		Ш
			③居住系サービスの充実	0							<u> </u>			\vdash			\vdash				\dashv	$\vdash\vdash$
			④共生型サービスの導入促進 ⑤補装具費支給の推進	0																\dashv	\dashv	\vdash
		施策	③柵表呉貝又和り推進 2)地域生活支援事業の推進						_													
			①意思疎通支援事業等の推進	0																		
			②日常生活用具給付等事業の推進	0																		
			③移動支援事業の推進	0							ļ			Щ			Щ				\dashv	
			④自動車免許取得・自動車改造助成事業の継続 実施	0																		
				0																H	ᅱ	\Box
			⑥日中一時支援事業の推進	0																		

			袑	福祉部		こども家庭部		総部	j	地域政策部			建設部		ß	教育委員会		商工	選挙	社会	
基本的方向	施策	E Company of the Comp	社会福祉課	介護長寿課	健康増進課	子育て支援課	保育·幼稚園課	総務課	企画情報課	支所	(中央公民館) 地域力推進課	文化スポーツ振興課	建設土木課	都市計画課	建築住宅課	教育施設課	学校教育課	中央図書館	商工観光局	選挙管理委員会	社会福祉協議会
	(1)療育	と教育の充実																			
	施	策1)療育・障がい児保育・幼児教育等の充実																			
		①療育指導についての周知・充実促進	0		0																
		②障がい児保育の推進					0														
		③幼稚園における障がい児の受け入れ・対応の充実					0														
		④教育支援の実施															0				
	施	策2)特別支援教育等の推進					·														
3		①特別支援教育の推進に向けた校内体制等の充実															0				
自		②通級指導教室の充実															0				
3自立と社会参加を支えるま		③放課後の障がい児等の居場所づくり				0															
ᅪ		④進路選択・就業選択に向けた支援の充実															0				
会	施	策3)生涯学習の推進																			
参		①社会教育・交流機会の充実	0								0										
加		②障がい者スポーツ等の推進	0									0									
を士		③社会教育・スポーツ施設の利便性の向上									0	0									
文	(2)就労	方支援等の充実																			
んる	施	策1)一般就労への移行支援·福祉的就労に対する支援	曼																		
#		①就労に向けた訓練等の実施・充実	0																0		
5	施	策2)雇用の促進・経済的支援の推進																,			
		①関係機関等との連携強化	0																0		
		②公的機関における雇用等の推進	0					0													
		③一般雇用の促進に向けた各種取り組みの推進	0																		
		④経済的な支援の推進	0																		0
	(3)地域	で暮らす基盤の整備																			
	施	策1)住まいの確保・充実																			
		①居住系サービスの充実(再掲)	0																		
		②市営住宅における住まいの確保・充実	0												0						
		③民間賃貸住宅への入居支援	0												0						
		④住宅改修に対する支援の実施	0																		
	施	策2)福祉のまちづくりの推進																			
		①住環境のバリアフリー化の推進	0										0	0	0						
		②公共施設のバリアフリー化の推進													0	0					
		③選挙への参加の確保																		0	
		④要援護者に対する災害時対応の充実	0	0				0													
	施	策3)虐待の予防と早期発見																			
		①虐待予防と早期発見、虐待者・被虐待者への相談支援	0																		
	施	策4)移動支援の充実																			
		①外出支援サービス等の充実	0																		П
		②移動支援の多面的な方策の検討							0												
		③自動車免許取得・自動車改造助成事業の継続 実施(再掲)	0																		

Ⅱ章. 各論

1. 福祉のネットワークづくりを進めるまち

(1)障がい者(児)への理解の促進







障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、障がいに関する広報啓発活動や学習、各種行事、地域活動等を通じて、市 民の福祉意識を醸成します。

施策1)障がい者(児)理解の促進①地域における交流の促進

【所管:社会福祉課/介護長寿課/保育·幼稚園課】

- ◆市民が地域で障がい者(児)や高齢者と関わる中で自然と福祉意識を高めていくため、ミニデイサービス、世代間交流、見守りなどの地域活動への参加や活動機会の創出を促進します。
- ◆地域とその地域に立地する保健福祉施設等との交流を進めるとともに、障がい者(児)、高齢者、地域住民などの交流の促進策の検討や相互理解を深めます。更に、交流促進策の検討や相互理解を深める場として、地域支援ネットワーク会議以外での交流の場の創出に努めます。

②既存イベントの開催の工夫

【所管:社会福祉課/社会福祉協議会】

- ◆名護市福祉まつりや社会福祉大会、障がい者(児)団体などが企画する各種イベント・スポーツ大会等への市民参加を呼びかけ、福祉や障がいについて考えるきっかけや交流機会を創出します。
- ◆市内で開催されるイベント(名護さくら祭りや青年エイサー祭りなど)で、障がい者(児)団体の取り組みを紹介したり、障がい者(児)と市民が一緒に企画・参加できるような内容を盛り込んだ開催について検討します。
- ◆イベント会場のバリアフリー化、手話通訳者の配置や多目的トイレの確保など、誰もが参加し やすいイベントづくりに努めます。

③障がい者週間などでの啓発事業の推進

【所管: 社会福祉課】

◆障害者雇用支援月間、精神保健福祉普及週間、障がい者週間を利用して、関係機関との連携のもと、講演会やイベントの開催、各種パンフレットやポスターの配布などの障がい者(児)への理解に向けた啓発活動を推進します。

施策2)差別解消・合理的配慮の普及・啓発

①市民や事業所に対する差別解消・合理的配慮の普及・啓発

【所管:社会福祉課/人事行政課/社会福祉協議会】

- ◆広報誌「市民のひろば」やその他刊行物などを活用し、福祉意識の醸成に向けた情報提供に 努めます。
- ◆社会福祉協議会の開催する各種福祉講座への参加を促進するとともに、福祉講座の内容充 実や気軽に受講できる環境整備を支援します。
- ◆行政職員が福祉意識をもちながら、日々の行政サービスを展開できるよう、職員に対する 研修等の機会づくりを推進します。
- ◆市内事業所等に対して、合理的配慮の普及・啓発、社内研修などで福祉教育を取り組むことを働きかけます。必要に応じて出前講座や講師派遣、研修内容などの相談に対応します。

②学校教育における福祉教育の推進

【所管:学校教育課/社会福祉課/社会福祉協議会】

- ◆児童・生徒、さらには保護者が福祉意識を高め、障がいに対する正しい理解を深めることができるよう、教科領域等の時間において福祉の視点を入れた内容の展開に努めます。
- ◆社会福祉協議会や関係諸団体、特別支援学校や福祉施設等との連携を深め、生活障がい体験(車いす、アイマスク体験等)や共同学習、交流体験などの計画的、継続的実施に努めます。

③沖縄県共生社会条例の普及

【所管:社会福祉課】

- ◆障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例 (共生社会条例)」の周知を図ります。
- ◆共生社会条例の周知にあたり、地域生活支援事業に設けられている「理解促進研修・啓発事業」により、各種啓発イベント等の実施を図ります。

④名護市手話言語条例の普及

【所管:社会福祉課】

- ◆市民の手話への理解を高め、手話は言語であるという認識を広めるため、名護市手話言語 条例の周知を図ります。
- ◆市民向け手話教室を継続的に実施できるよう、地域の手話通訳者・ろう者と協力して取り 組んでいきます。

(2)地域での相談・支援の充実







すべての障がい者やその家族が生涯を通じて、身近なところで障がいの状況やニーズに応じた相談支援ができるよう、関係機関と連携した相談体制を確立します。誰もが行政や民間等の必要な情報を気軽に入手できるよう情報提供の充実に努めます。

障がい者の権利が尊重され、安心して適切なサービスを利用するための支援体制を強化します。

施策1)相談体制の充実

①公的機関における相談窓口の機能強化

【所管:社会福祉課/介護長寿課/子育て支援課/学校教育課/保育・幼稚園課】

◆市民のライフステージに応じた相談支援を行うため、市の福祉部、こども家庭部、地域包括 支援センター、学校、子育て支援センター等における相談支援の充実に努めるとともに、関 係課による連絡会の開催等により、各相談機関間の情報共有や連携の強化を図ります。ま た、各種相談事業や窓口について市民に周知し、利用促進に努めます。

②総合的な相談支援体制の確立 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

- ◆相談者への専門的な相談支援ができるよう、指定相談支援事業所の充実を図る中で、北部 地区障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談支援システムの充実に努めま す。
- ◆相談の充実を図るため「基幹相談支援センター」の設置を図ります。
- ◆発達障がいや難病等に対応するため、県発達障害者支援センターや北部保健所等との連携 を進め、より専門性の高い相談支援を推進します。
- ◆社会福祉課や事業所における相談体制の強化を図り、障がい者等の抱える課題に対して適切にコーディネートできる体制を構築します。

③自立支援協議会の充実 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

- ◆福祉、教育、就労、医療、住まい等の多様な機関によるネットワークを構築し、個人の ニーズに適した総合的、効果的な相談支援を検討する「名護市障害者自立支援協議会」の充実を図ります。この協議会は、総合的な相談支援において中核的な役割を担い、市や社会福祉法人・NPO法人・民間事業所等が行う各種支援やサービスの協議・課題解決の場として充実を図ります。
- ◆障がい児・者などの自立生活を支える取り組みは多岐にわたることから、テーマごとできめ の細かな議論を行う専門部会として、「相談支援専門部会」、「住まい・暮らし支援専門部会」、 「就労支援専門部会」、「こども支援専門部会」の充実を図ります。加えて、虐待対応や差別解

消に向けて「権利擁護専門部会」の立ち上げに努めます。各部会は、個別支援の検討・課題解決の場となるよう、関係機関等に参加を呼びかけます。また、市として取り組んでいくべき個別課題等が顕在化した場合には、各部会からのサービス開発に関する提言や施策に関する提言を受け、フォーマルなサービスの創設検討を行うなど柔軟な対応を図ります。

④医療的ケア児等支援のための協議の場の推進

【所管:社会福祉課/総務課/介護長寿課】

- ◆平成30年度に設置した「保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」について、各分野における支援状況や把握している課題等を集約することで本市の地域課題を明らかにし、医療的ケア児等とその家族にとって望ましい支援のあり方を検討する中で本市における医療的ケア児支援体制の強化を図ります。
- ◆障害福祉サービスにおいて、医療的ケア児等のニーズに応じた既存サービスの柔軟な運用 や、必要に応じて訪問型支援の強化等を検討します。
- ◆保育所や義務教育の場での受入れ等、障害福祉分野以外でも医療的ケア児等が過ごせる場所の拡充を図ります。
- ◆災害時において、医療的ケア児等とその家族に対応した福祉避難所の整備や、個別避難計 画の策定を推進します。

⑤サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画の作成支援

障害福祉計画(自立支援給付)・障害児福祉計画

【所管:社会福祉課】

- ◆全ての障害福祉サービス利用者及び児童福祉法に基づくサービス利用者に対し、ケアマネ ジメントの手法を活用し、計画的なプログラム等といった必要な支援を提供します。
- ◆サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画の作成にあたり、相談支援専門員が不足していることから、市内の事業所や社会福祉法人に対して指定相談支援事業所の指定を受けることを働きかけ、相談支援専門員の確保を促進します。

⑥身近な地域における相談体制の充実

【所管:社会福祉課/子育て支援課/健康増進課/社会福祉協議会/介護長寿課】

- ◆市民に身近な地域から適切な相談支援へ繋がることができるよう、「名護市第5次地域福祉計画」に基づき、区福祉推進委員会の取り組み等を進めていくことにより、困り事を抱えている高齢者や障がい者等を地域で支え合うことのできる仕組みづくりに取り組みます。
- ◆地域に根ざした取り組みを進めるため、民生委員・児童委員、福祉委員、保健推進員、母子 保健推進員、食生活改善推進員などの相談員の確保に努めます。
- ◆上記相談員のさらなる資質の向上のため、各種研修会や講習会、連絡会などの開催や参加 を促進します。

⑦地域移行・定着に向けた相談等支援

【所管:社会福祉課】

- ◆施設入所や入院から、地域での生活に移行する為に必要な支援や夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保をする為に県や相談支援事業所と連携し地域移行支援、定着支援、居住サポート事業を推進します。
- ◆地域移行を促進するため、住宅支援専門部会を活用し、病院や施設等との連携強化を図ります。

⑧『地域生活支援拠点等』の整備

【所管:社会福祉課】

- ◆障がい者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣町村、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を図ります。
- ◆地域生活支援拠点の支援を担う事業者への周知を進め、地域全体で支える体制を確保します。

施策2)情報バリアフリーの推進

- ①市民のひろば(市広報誌)やホームページ等の充実 障害福祉計画(地域生活支援事業) 【所管: 社会福祉課/社会福祉協議会/秘書交流課】
- ◆各種制度や保健福祉サービス、行事などの情報について、「市民のひろば」への掲載やホームページの随時更新、公式 SNS の活用を行うとともに、当事者団体や関係団体との連係により情報の周知に努めます。その他にも、社会福祉協議会広報誌「なぐなぐ」を活用して紹介していくとともに、サービス内容をわかりやすく周知するパンフレットの作成についても検討します。「市民のひろば」、「なぐなぐ」については「名護市点字・声の広報等発行事業(声の広報)」にて、在宅の視覚障害者に対し情報提供の充実を図ります。
- ◆紙面等は障がい者(児)にとっても見やすく工夫し、内容についてもわかりやすく適切に伝わるように努めます。
- ◆難病患者に対し、障害福祉サービス等の周知が遅れていることから、各種情報媒体を活用 し、難病患者が利用可能なサービスについて積極的な周知に努めます。

②情報提供の工夫 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課/秘書交流課/総務課】

◆市の広報誌・刊行物の活用により利用者の多い郵便局や銀行等における情報提供に努めます。

- ◆災害時の視覚、聴覚障がい者等への情報提供について、障がいの特性に配慮した情報提供 方法を庁内で調査・研究を行います。
- ◆名護市ホームページや公式 SNS などを活用した情報提供を推進します。

③図書館資料の充実

【所管:中央図書館】

- ◆図書館において、障がいや福祉に関する図書・資料の収集に努めます。また、録音図書や大活字本、LL ブック注などの収集に努め、利用を促進します。読書支援の機器についても利用を促進します。
- ◆全ての利用者が等しく読書ができる環境の整備を継続しつつ、利用促進のための周知を図ります。

注:LL ブックとは、ふりがなや絵文字、わかりやすい挿絵がついて、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことです。

施策3)権利擁護の推進

①成年後見制度の周知と利用支援の充実 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課/介護長寿課/社会福祉協議会】

- ◆判断能力が十分でない障がい者が、必要なサービスを適切に利用しながら、地域で暮らす ことができるよう、成年後見制度について様々な媒体や機会を活用し、制度の周知を行い ます。
- ◆当制度の利用が認められる知的・精神障がい者及び認知症高齢者に対し、成年後見制度の 申し立てへの支援や利用にかかる経費を助成し、制度の利用促進に努めます。
- ◆市長申立てに限らず、親族申立てについての申立費用の助成について引き続き検討します。
- ◆名護市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの強化、相談体制 の充実、制度に関する広報・周知を進めます。
- ◆一部先進地で行われている法人後見の取り組みなどを促進していくため、社会福祉協議会と連携し研究を行っていくとともに、「成年後見制度法人後見支援事業」の実施を検討します。また、将来的には市民後見人の養成を働きかけていきます。
- ◆名護市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、関係部署、関係機関と連携し、法人後見 実施に向けた支援を行います。また、市民後見人の育成方法についても検討します。
- ◆権利擁護支援につながる地域連携ネットワークの中核となる機関の設置を検討します。

②日常生活自立支援事業の利用促進

【所管:社会福祉課/社会福祉協議会】

◆社会福祉協議会の実施する、判断能力が十分でない障がい者等に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続・支払等の援助を行う「日常生活自立支援事業」の周知活動

に努めます。

- ◆日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会において事業を継続するための人材 の確保と育成ができる組織体制の構築に努めます。
- ◆事業の利用相談やサービス提供をサポートする「専門員」、「生活支援員」のさらなる資質の 向上や生活支援員の確保を促進します。
- ◆事業の利用相談に繋がりやすくなるよう、公民館や他関係機関と連携を図り、相談体制の 向上に努めます。

(3)障がい者の支援ネットワークの充実



地域で障がい者等をサポートする人材の確保に努め、支援を必要としている障がい者の早期 発見や生活課題の解決にむけた地域活動の活性化を促進します。地域の福祉資源や人材、関係 機関を結び支援ネットワークの充実を目指します。

施策1)地域における福祉ネットワークの充実

①ボランティアの育成と活動支援

【所管:社会福祉課/社会福祉協議会】

- ◆地域でのボランティア活動に関心を高め、障がいや障がい者に対する正しい理解や、ボランティア活動に関する知識・技術の習得のため、社会福祉協議会と連携を図りながら各種ボランティア養成講座への参加を促進します。特に若い世代への参加を呼びかけます。
- ◆ボランティアを必要としている障がい者や家族等と、ボランティア活動をつなぐ仕組みを強化するため、ボランティア登録の仕組みづくりの促進を図るとともに、登録促進に向けた広報・啓発、ボランティアコーディネーターとの連携・利用促進に努めます。
- ◆ボランティア活動団体に対しては、社会福祉協議会との連携のもと、活動状況の情報提供やボランティア団体同士の情報交換の場づくりを行うなど、活動しやすい環境づくりを支援します。
- ◆新たに活動をしてみたいという市民やグループに対し、ボランティアに関する相談や情報提供の充実を図るため、当事者団体の情報誌を介したボランティア情報の提供や社会福祉協議会、ホームページなどでの情報提供等を促進します。また、市民が多く訪れる市内店舗や社会福祉協議会等の協力のもと、既存掲示板の活用や掲示板設置を促進し"ボランティアを行える人"、"ボランティアを求める人"が情報発信・情報収集できるような仕組みづくりを検討します。

②地域に根ざした活動をすすめる人材の確保と活動支援

【所管:社会福祉課/健康增進課/社会福祉協議会】

- ◆地域の福祉委員や民生委員・児童委員、母子保健推進員などの育成や確保に努めるととも に、活動を支援するため、活動に対しアドバイスをする専門家の配置を強化します。さらに、 様々な福祉課題等に対応できる手法を身につけるよう個別的な対応を検討する研修会の 開催に努めます。
- ◆福祉推進委員会相互の交流や情報交換の場として、地区ごとに行っている情報交換会を通じて、福祉推進委員会の活動を促進します。
- ◆民生委員児童委員協議会、食生活改善推進協議会、母子保健推進員活動の充実支援に努めます。
- ◆定例会や研修で関係機関との懇談の機会を設け、民生委員との情報共有や連携を図ります。
- ◆区や青年会、婦人会、老人会などへの加入を促進するなど、各団体の活動支援を行います。

③各区における見守り活動等の推進

【所管:社会福祉課/介護長寿課】

- ◆区福祉推進委員会の活動を促進する中で、地域における障がい者ニーズの掘り起こしや地域課題の発見・解決、日常的な見守り、災害等における緊急時の避難支援体制の構築等に努めます。また、見守り体制の充実に向けて、地域関係者と行政が連携できるよう、具体策等を話し合う機会・場づくりに努めます。
- ◆障がい者を支える福祉推進委員会の活動において、より適切な支援が行われるよう、障害 者生活支援センターなどとの連携により福祉ネットワークを充実します。
- ◆障がい者の生きがいづくりや地域との交流機会を充実するためにも、区で実施している高齢者のミニデイサービス等の交流機会について、障がい者など状態に応じた対応が可能になるよう検討します。

④活動拠点の充実

【所管:社会福祉課/支所/社会福祉協議会】

- ◆区長会や関係団体と連携して、各区の活動や取組を支援しながら各支所を拠点とした取組 や体制づくりを検討します。
- ◆市民の地域福祉活動を支えるため、「第5次名護市地域福祉計画」に位置づけた中圏域(5 圏域)ごとに既存の支所機能や社会福祉センターなどを利用し、地区福祉推進連絡会の開 催をはじめ、各団体の支部活動の活性化や連携づくりの拠点として、機能の充実に努めま す。
- ◆総合的な保健福祉施設については、各部局が必要とする機能、立地等の条件について、再 度整理を図る中で、実現可能な方策を引き続き検討します。

⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【所管:社会福祉課】

◆「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の実現に向け、年1回の住まい・暮らし支援 専門部会、年5~6回の住まい・暮らしワーキングを継続開催します。

2. 健やかでやすらぎのあるまち

(1)健康づくりの推進



障がい者(児)等の健康の保持・増進を図るとともに、疾病等の予防、早期発見、障がい状態の 悪化を防ぐため、きめ細かな保健指導の推進、各種健診の推進、生活習慣病予防対策の充実等、 地域における健康づくり支援対策の充実を図ります。

施策1)保健・医療サービスの充実

①障がい者等の保健指導の充実

【所管:健康增進課】

◆市民を対象にして行っている定例健康相談、電話相談等の継続実施を図る中で、障がい者 等の健康管理を推進します。

②重度心身障がい者(児)の医療費助成の継続

【所管:社会福祉課】

◆重度心身障がい者(児)の医療費負担の軽減を図るため、引き続き、医療費助成を進めます。

施策2)障がいの発生予防と早期発見

①妊産婦の保健指導の充実

【所管:健康増進課】

- ◆親子(母子)健康手帳の早期交付にむけて、関係機関等との連携により啓発活動を充実していきます。
- ◆こども家庭センター(母子保健機能)おいて、親子(母子)健康手帳発行時に面接相談を行い サポートプランを活用しながら、ハイリスク妊産婦について関係機関と連携を図り、具体的 な個別支援を充実していきます。また、伴走型相談支援アンケートや電話相談、訪問指導等 を実施します。
- ◆ハイリスク妊産婦のリスク低減が図れるよう、医療機関、北部保健所、関係機関等と継続して連携を図り、個別支援の充実に努めます。
- ◆低体重児の出生率を低下させるために、親子(母子)健康手帳交付時に妊産婦の健康づくりに関して、食生活や日常生活の過ごし方等効果的な保健指導を進めていきます。また、母子手帳アプリなどを活用し、適した時期に情報の発信を行います。

②妊産婦健康診査の充実

【所管:健康增進課】

◆妊娠中、産後の健康管理をより適切に進めていくことができるよう、医療機関との連携の

③乳幼児の保健指導の充実

【所管:健康增進課】

- ◆乳幼児の健康管理や保護者の育児支援等がより適切に行われるよう、保健師や委託助産師による訪問指導や関係機関との連携による支援等を進めます。そのために、委託助産師の安定的な人材の確保に努めます。
- ◆育児相談等を通じて、乳幼児の保健指導の充実を図るとともに、子育て支援センター等、地域資源を活用しての交流機会の充実等を推進します。
- ◆未熟児の訪問指導等について、円滑な実施体制の確保を図り、未熟児支援を効果的に実施 します。
- ◆乳児全戸訪問事業(すくすくベイビー訪問)を通し、子育ての困りごとを聞き、子育て支援サービスや母子保健事業の情報提供を行い子育ての孤立化防止を図ります。また、支援の必要な対象者へ個別支援を適切に行えるよう支援体制の確保を図ります。

4乳幼児の健康診査の充実

【所管:健康増進課】

◆乳幼児の健康管理をより適切に進めていくことができるよう、新生児聴覚検査や乳幼児健康診査における3歳児屈折検査等の精査フォローの充実を図るとともに、出生から就学前までフォロー経過が途切れないよう、受診勧奨及び医療機関や関係機関との連携の充実を図ります。◆乳幼児期の発達の確認や病気の早期発見、早期治療につなげるとともに、育児不安の軽減のため心理士(師)等の子育て相談の充実を図ります。

⑤母子保健推進員の活動強化

【所管:健康增進課】

- ◆母子の健康づくりの地域ボランティアとなる母子保健推進員について、自治会等との連携 のもと、人材の確保を図ります。
- ◆母子保健推進員の活動について、周知を継続していきます。
- ◆母子保健推進員の資質向上を図るため、定例会や研修会等を実施していきます。

施策3)生活習慣病予防対策の推進

①特定保健指導等の充実

【所管:健康増進課】

◆生活習慣病の発症及び重症化予防するために毎年健診を受診する大切さを住民一人一人 が理解し、自身の健康状態が分かることで主体的に健康づくりが取り組めるよう継続的な 保健指導を実施します。

- ◆市民の健康意識の向上を図るために、名護市の健康課題の周知を図っていくとともに、健康教育、広報誌等で健康情報の提供等、広報・啓発に努めます。
- ◆妊娠期から高齢期において、各ライフステージに合わせた食事指導を行い、望ましい生活習慣を確立できるよう離乳食実習や栄養相談等を継続的に実施します。

②集団健診等の充実

【所管:健康增進課】

- ◆市民が自らの健康づくりに関心をもち、健診に対する理解を深めていくために広報・啓発活動の充実を図ります。
- ◆休日健診を実施し、市民が受診しやすい環境を整えていきます。

(2)生活支援の充実







障がい者(児)及び難病患者の日常生活の維持・向上を図るとともに、就労や生涯学習等社会 参加が容易になるよう、障害福祉サービスの充実、地域生活支援のための各種事業の推進を図 ります。

施策1)障害福祉サービスの充実

①訪問系サービスの充実 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管:社会福祉課】

- ◆居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護等訪問系サービスに ついて、障がい者のニーズに応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との 連携を図るとともに、その充実を促進します。未実施のサービスについては北部圏域での 対応等により、その充実を図ります。
- ◆より適切なサービス提供が行えるよう、サービス提供事業所との連携により、事例検討等を 行い更なる充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管:社会福祉課】

- ◆生活介護、自立訓練、就労支援、短期入所等日中活動系サービスについて、障がい者のニーズを踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。特に、サービス提供が不足している精神障がい者の短期入所、医療的ケア等を必要とする方への日中活動系サービスの提供がなされるよう、北部圏域での対応も含め、その調整に努めるとともに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を通して対応を検討します。
- ◆より適切なサービス提供が行えるよう、サービス提供事業所との連携により、事例検討等を 行います。

③居住系サービスの充実 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管:社会福祉課】

- ◆障がい者の地域での居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を進めつつ、グループホーム(共同生活援助)のサービス提供を進めます。また、グループホーム等の整備に際しては、地域の理解と協力を得るため、丁寧な情報提供を行います。
- ◆地域生活への移行が困難な障がい者に対して、居住空間の提供が行われるよう、引き続き、 施設入所支援を進めます。

④共生型サービスの導入促進 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管:社会福祉課】

◆障がいのある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスが利用できるよう、障がい者(児)や高齢者が共に利用できるサービスを提供する「共生型サービス」について、事業所に対して周知を図る中で、参入を促進し、運営希望の事業所があれば、担当課と連携していきます。

施策2)地域生活支援事業の推進

①意思疎通支援事業等の推進 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

- ◆聴覚障がい者等の円滑なコミュニケーションを支援するため、社会福祉課での手話通訳者 の設置を継続していきます。また、相談窓口におけるコミュニケーションボードによる対応 や代筆・代読等についても必要に応じて行い、意思疎通を支援します。
- ◆二一ズに応じた適切な意思疎通支援が行われるよう、手話通訳者等派遣時などのコーディネートを実施していきます。また、沖縄県聴覚障害者センターとの連携のもと、緊急時の手話通訳の派遣を行います。
- ◆意思疎通支援の人材確保の為、引き続き手話奉仕員養成講座を行い、講座の段階を踏んで 意思疎通支援者の拡大を図ります。また、手話通訳者同士での事例検討会などの学習の場 を設け、更なるスキルアップを図ります。
- ◆手話への関心を持ってもらうために、名護市 HP や公式 SNS などを活用して、手話に関する情報を発信します。

②日常生活用具給付等事業の推進 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

◆給付対象とする用具について、情報収集を行うとともに、必要に応じて見直しを実施していきます。

③移動支援事業の推進 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

◆障がい者が日常生活で円滑な移動を行えるよう、移動支援事業を推進します。

④自動車免許取得・自動車改造助成事業の推進

【所管:社会福祉課】

◆障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部助成や、自動車改造に要する費用の 一部を助成し、就労等を含めた社会参加の促進を図ります。

⑤地域活動支援センターの充実 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

- ◆障がい者の日中活動の場として地域活動支援センターの充実を進めます。
- ◆ I 型・II型・III型のそれぞれの事業を実施します。また、利用者の目的にあったサービスの 提供場所に設置し、利用の充実を図ります。
- ◆地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

⑥日中一時支援事業の推進 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

- ◆保護者の就労支援や一時的な休息等に資するとともに、障がい者(児)の居場所を確保する ために、日中一時支援事業を推進します。
- ◆長期休暇の預かりや医療的ケアに対応できるサービス提供事業所が少ないことから、放課 後等デイサービス事業所等との連携を図りながら、サービス提供に努めます。

3. 自立と社会参加を支えるまち

(1)療育と教育の充実







療育的支援を必要とする障がい児等の福祉を増進するため、療育環境の充実を図ります。ま た、障がい児保育や幼稚園での受け入れ体制の充実を図るとともに、学校教育においては、子 どもの障がいや特性にあった教育指導を行うため、特別支援教育の充実を図ります。障がい者 の社会参画や社会的自立に向けて、各種取組の充実を図ります。

施策1)療育・障がい児保育・幼児教育等の充実

①療育指導についての周知・充実促進 障害児福祉計画

【所管:社会福祉課/健康増進課/学校教育課】

- ◆医療機関、関係機関との連携により支援を促進します。
- ◆発達に遅れのみられる幼児とその保護者等に対し、適切な指導と援助を提供するため、障 害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の周知を図ります。
- ◆障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)については、サービス計画相談 を通し、適切なサービス提供に努めます。
- ◆事業所や行政、利用者の情報交換・意見交換の場づくりを進め、サービスの提供に努めます。 また、保護者等の相互扶助による療育サポート等について、他地域の事例の紹介、場の提供 を通し、立ち上げ促進を図ります。
- ◆研修・学習会を取り入れ、支援員のより専門性の高い療育支援の促進に努めます。
- ◆学校教育においては、子どもの障がいや特性にあった教育指導を行うため、インクルーシブ 教育推進のもと特別支援教育の充実を図ります。障がい者の社会参画や社会的自立に向け て各種取り組みの充実を図ります。
- ◆乳幼児健診において発達の遅れや発達の気になる児童については、名護療育医療センター 等、医療機関との連携を図り、継続的な支援の充実に努めます。
- ◆障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設として、既存資源の活用・充実等に より「児童発達支援センター」の機能強化を検討します。

②障がい児保育の推進 障害児福祉計画

【所管:保育·幼稚園課】

- ◆障がい児保育については、できる限り身近な地域で受け入れができるよう、継続して事業 実施に努めるものとします。
- ◆専門家による保育所等への巡回指導及び指導員による訪問支援を継続的に実施し、発達障 がい児などへの保育支援の充実に努めます。また、保育所等において加配職員を配置した 場合にはかかる経費について補助します。

③幼稚園における障がい児の受け入れ・対応の充実

【所管:保育·幼稚園課】

◆特別な支援が必要な幼児に対しては、特別支援教育支援員の配置により幼児の特性に応じた対応に努めるなど、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を適切に推進していきます。

④教育支援の実施

【所管:学校教育課】

◆特別な支援が必要と考えられる幼児・児童・生徒については、市教育支援委員会による専門 的・技術的見知に基づく客観的な判断をもとに、就学先を審議し、保護者への就学相談・就 学支援を通して、理解を深める適切な教育支援を行います。

施策2)特別支援教育等の推進

①特別支援教育の推進に向けた校内体制等の充実

【所管:学校教育課】

- ◆特別支援教育について、教育支援委員会担当者研修会や特別支援教育コーディネーター研修会等を通して、特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。個々のケース会議等を通して情報提供に努めます。
- ◆特別に支援を要する児童生徒に対する認識や正しい支援の方法等について教職員の理解 を深め、適切な対応を行うための研修等を実施します。
- ◆特別に支援を要する児童生徒に対し、引き続き特別支援教育支援者の配置を進め、安心安全な学校生活が送れるよう支援していきます。また、特別支援教育支援者の連絡会を通して、適切な支援ができるように情報交換・指導助言を行っていきます。
- ◆特別支援教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の機能 強化を図ります。

②通級指導教室の充実

【所管:学校教育課】

- ◆通級指導教室での自立活動や言語指導を実施し、個々の障がい状態の改善を図ります。
- ◆地理的要因等で通級指導による対応が難しい要支援児童生徒への支援を図るため、引き続き沖縄県に対して通級指導担当教諭の派遣を要請していきます。また、家庭や医療機関との連携を密にし、困り感の改善・克服支援を進めます。

③放課後の障がい児等の居場所づくり

【所管:子育て支援課】

◆放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについては、事業所との連携、調整を図り事業 の継続実施を進めます。 ◆障害者手帳を所持している児童または専門的機関で判断された児童を受け入れるため、専門的知識等を有する指導員を配置する事業を進めます。

④ 進路選択に向けた支援の充実

【所管:学校教育課】

- ◆中学校においては、特別に支援を要する生徒も含め、引き続き適切な時期に学校訪問や体験入学・自立支援を実施していくことにより、個々の特性を活かした進路選択を支援します。
- ◆障がいのある生徒が就業を希望する際には、本人の意志や障がいの状況を充分に考慮しつ つ、卒業後にスムーズな就業選択を図ることができるよう、各学校や特別支援学校と指定 相談支援事業所、公共職業安定所、就業・生活支援センター、企業等との連携のもと職場見 学や就業に向けた必要な訓練の実施、地域社会における雇用先の確保等、一貫した支援を 行います。

施策3)生涯学習の推進

①社会教育・交流機会の充実

【所管:社会福祉課/地域力推進課】

- ◆関係機関等が連携し、障がい者のニーズを踏まえつつ、健常者との交流を進めながら社会 参加が行えるよう、既存講座の利用促進や新規講座の開設等を図ります。
- ◆各障がい者団体等で行っている創作活動の発表・展示の取り組み等を通し、障がい者の芸術・文化活動の振興を図ります。

②障がい者スポーツ等の推進 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課/文化スポーツ振興課】

- ◆障がい者スポーツの推進を図るため、引き続き沖縄県身体障害者スポーツ大会や名護市の 障がい者スポーツレクリエーション大会、スポーツ教室等の普及・参加促進を図ります。
- ◆障がい者スポーツに関するスポーツ推進委員の指導力の充実に向けて、研修会への派遣等 の支援を行います。
- ◆障がい者スポーツ等への参加促進を図る中で、障がい者同士の交流促進や、地域・市民などとの交流の拡充に努めます。
- ◆障がい者スポーツ支援の充実を図るため、沖縄県障害者スポーツ協会と連携していきます。

③社会教育・スポーツ施設の利便性の向上

【所管:地域力推進課/文化スポーツ振興課】

◆社会教育・スポーツ施設については、障がい者の円滑な利用に向け、バリアフリー化の推進 に努めるとともに、施設使用料の軽減を図ります。

(2)就労支援等の充実





就労を希望する障がい者及び難病患者が収入と生きがいを得られるよう、就労移行支援をは じめ、就労に関する相談や就労訓練等の実施を図ります。また、安定した暮らしを支えるため、 職場開拓等による一般就労の推進を図ります。

施策1)一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援

①就労に向けた訓練等の実施・充実 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管:社会福祉課】

- ◆就労移行支援事業の実施により、一般就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な訓練等の提供を図ります。
- ◆一般企業での就労が困難な方(一般雇用に結びつかなかった障がい者・雇用が困難な障がい者)に対し、働く場の提供や訓練等の実施による継続的就労支援を行う就労継続支援事業(A型、B型)の実施を推進します。
- ◆雇用に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識や能力を習得するための支援 を行うとともに、サービス提供事業所等と連携を図りながら市内での整備を進めます。(就 労継続支援事業:(A型))
- ◆新たなサービスとして「就労選択支援」が令和7年度より創設されることから、その普及と 事業所の確保に向けた働きかけを行います。
- ◆職業能力開発校等で行う「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練」について、ハローワークと連携して情報提供を行い、受講の促進を図ります。

施策2)雇用の促進・経済的支援の推進

①関係機関等との連携強化

【所管:社会福祉課/商工·企業誘致課/農業政策課】

- ◆公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携をとり、就労支援機能の充実に向けた障がい者の受け入れ体制拡充を働きかけ、情報交換等を図ります。
- ◆関係各課での連携をはじめ、指定相談支援事業所、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、就労支援を行うとともに、雇用に結びつかない方に対しては適切なサービス利用に繋げます。
- ◆名護市障害者自立支援協議会のもと、就労関係者を集めた「就労支援専門部会」では、障がい 者の就労についての関係機関の連携強化・情報交換に努めるとともに、農福連携の推進や一 般雇用の拡大に向けた効果的な方策の検討、具体的ケース検討会議の開催等を図ります。

②公的機関における雇用等の推進

【所管:人事行政課/社会福祉課】

◆障がい者の雇用について、計画的な障がい者の採用や活躍推進のため、既存業務の切り出

しによる新たな職務の選定や創出、更なる受入れ体制の構築や職場環境の整備に努めます。

③経済的な支援の推進

【所管:社会福祉課/社会福祉協議会】

◆社会福祉協議会が行う「緊急生活援助等資金事業」や「生活福祉資金貸付事業」の普及促進 を図り、緊急に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯等への一時的な経済支 援に努めます。

(3)地域で暮らす基盤の整備









障がい者の地域生活への移行を可能にするため、受け皿となる住宅の確保をはじめ、住環境のバリアフリー化、移動支援等の充実を図ります。

施策1)住まいの確保・充実

①居住系サービスの充実(再掲) 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管:社会福祉課】

- ◆障がい者の地域での居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を進め つつ、グループホーム(共同生活援助)のサービス提供を進めます。また、グループホーム等 の整備に際しては、地域の理解と協力を得るため、丁寧な情報提供を行います。
- ◆地域生活への移行が困難な障がい者に対して、居住先の提供が行われるよう、引き続き施 設入所支援を進めます。

②市営住宅における住まいの確保・充実

【所管:社会福祉課/建築住宅課】

- ◆市営住宅の整備にあたっては、高層階建設の場合、エレベーターを設置します。また、低層 階建設の場合については、一階部分において住戸玄関の段差の解消に努め、バリアフリー タイプ住戸の整備・確保を図ります。
- ◆市営住宅の入居募集に際して、引き続き抽選時に当選確率を高くする措置を行うことにより、障がい者等の優先的入居の実施を図ります。

③民間賃貸住宅への入居支援 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課/建築住宅課】

- ◆「名護市障がい者居住サポート事業」の充実を図り、不動産業者への物件斡旋依頼や家主等 との入居契約手続き支援等により、保証人がいない等の理由で民間賃貸住宅への入居が困 難な障がい者に対する入居支援を行います。
- ◆市のホームページやパンフレットなどを利用し、市民をはじめ不動産管理会社・家主へ広く「名護市障がい者居住サポート事業」を周知することで、入居支援の充実を図ります。
- ◆高齢者・低所得者・子育て世帯なども含めた「住宅確保要配慮者」への支援を行うための「居住支援協議会」の立ち上げを検討します。

④住宅改修に対する支援の実施 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管:社会福祉課】

◆重度の身体障がいのため自宅内の移動などが困難な方に対して、段差の解消や手すりの設置などバリアフリー化のための住宅改修(リフォーム)費用の一部を補助します。なお、介護保険等の類似サービスとの調整・役割分担を図るため、関連課との連携・情報共有を図ります。

施策2)福祉のまちづくりの推進

①住環境のバリアフリー化の推進

【所管:社会福祉課/建設土木課/都市計画課/建築住宅課/教育施設課】

- ◆「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の普及に努めるとともに、これらに基づき、公共施設(建築物)、道路や公園等のバリアフリー化の推進を図ります。
- ◆交差点歩道部の道路改良工事を行う場合は、歩道端部の段差解消を実施します。

②選挙への参加の確保

【所管:選挙管理委員会】

◆スロープの設置など障がいに配慮した投票所の設置や点字投票、代理投票、郵便投票等の 投票制度の実施等、障がいの状況に応じた支援を行います。

③避難行動要支援者に対する災害時対応の充実

【所管:社会福祉課/介護長寿課/総務課】

- ◆避難行動要支援者の避難支援について、関係部局との協議を図り、個別避難計画の作成を 推進していきます。
- ◆高齢者及び障がい者(児)への対応として、避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成、 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施方法、避難所における支援等を明記し、避難支援を図 るため、市と避難支援等関係者との連携を強化します。

施策3)虐待の予防と早期発見

①虐待予防と早期発見、虐待者・被虐待者への相談支援

【所管:社会福祉課】

- ◆障がい者(児)への虐待予防及び早期発見等を行うため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要(趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等)について、市民、障がい者団体、関係施設、企業等への啓発活動に積極的に取り組むと共に、地域における連携協力体制を整備します。
- ◆虐待防止や虐待のあった際の対応充実、関係機関間の連携強化に向け、名護市障害者自立 支援協議会の下部組織として「権利擁護専門部会」の立ち上げに努めます。

施策4)移動支援の充実

①外出支援サービス等の充実 障害福祉計画(地域生活支援事業・自立支援給付)

【所管:社会福祉課】

- ◆重度身体障害者移動支援事業等を実施し、リフト車輌による移動支援を促進します。
- ◆市が委託契約を締結している介護タクシーや一般タクシー事業者の利用に際して料金の一

部を助成する「名護市福祉タクシーチケット」について、普及・利用促進に努めます。

◆一人では外出することが困難な重度の知的障がい者や精神障がい者に対し、訪問系サービスでの行動援護を提供できるよう、サービス提供事業所との連携や北部圏域での対応等を検討します。

②移動支援の多面的な方策の検討

【所管:交通政策担当部署】

◆交通弱者や公共交通が不便な地域の公共交通手段の確保、地域内滞在者の利便性の向上 について、コミュニティバスの導入やノンステップバスの運行継続・運行範囲の拡大など、地 域に適した新たな公共交通の導入を検討します。

③自動車免許取得・自動車改造助成事業の推進(再掲)

【所管:社会福祉課】

◆障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部助成や、自動車改造に要する費用の 一部を助成し、就労等を含めた社会参加の促進を図ります。

Ⅲ章. 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 令和8年度の成果目標

目標の設定にあたっては国が示した指針において、次の考え方が示されています。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

ウ 地域生活支援の充実

- ① 各市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村による共同整備を含む。)
- ② 地域生活支援の充実に向けた<u>コーディネータの配置、</u>年1回以上の運用状況の検証及び検討
- ③ <u>強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制</u> の整備(各市町村又は圏域)

エ 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 令和3年度実績の1.28倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行
- ② 令和3年度実績の1.31倍以上、就労移行支援事業利用者を一般就労へ移行
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した ものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- ④ 令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援A型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑤ 令和3年度実績の1.28倍以上、就労継続支援B型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑥ 令和3年度実績の1.41倍以上、就労定着支援事業の利用者数の増加
- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が<u>7割</u>以上の事業所を全体の<u>2割5分</u>以上とする

オ 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置(市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えない。

- ② 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(全ての市町村)
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所の確保(各市町村に一箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏 域での確保で差し支えない。)
- ④ <u>医療的ケア児支援センター(各都道府県)の設置</u>及び医療的ケア児等<u>の支援を総合調</u> 整するコーディネーターを配置
- ⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置(各都道府県、各市町村での設置(市町村 単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し 支えない。))

カ 相談支援体制の充実・強化等

- ① 基幹相談支援センターの設置(各市町村(複数市町村による共同設置を含む。))
- ② 基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善及び必要な協議会の体制の確保

キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行う。
- ② 障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証。
- ③ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ④ 障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発による計画的な人材養成の推進
- ⑤ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ⑥ 指導監査結果の関係市町村との共有

国の基本指針の内容や過去の実績等を踏まえ、実現の可能性も勘案した上で、令和8年度(2026年度)の成果目標を以下のように設定します。

(1)福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している障がい者のうち、今後、 共同生活援助等を利用し、地域移行を図ることが見込まれる障がい者数を目標値として設定し ます。

<施設入所者の地域生活への移行に係る方策>

令和4年度末の入所者数は、109人で、新規入所者数は、1人を見込みます。

退所者数については7人を見込み、地域移行数については年に1~2人を見込んで、地域移行目標数としては7人と設定します。

地域生活へ移行する際には、グループホームをはじめとする住居の確保、連絡体制の確保、緊急事態の対応等きめ細かな環境づくりが求められています。自立支援協議会内専門部会を通して地域の受け皿となる支援者と病棟を有する医療機関が一堂に会し地域移行に向けた課題整理や意見交換を実施していきます。

事項	数值	備 考
現入所者数(A)	109	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	103	令和8年度末の見込み
【目標値】 削減見込み目標値(C)	6(6%)	C=A-B=E-D(国指針:目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	1	令和6年~令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	7	令和6年~令和8年度末までの退所者の見込
【目標値】 地域移行目標数(F)	7(6%)	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標6%以上移行)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括支援システムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

<保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置>

保健、医療、福祉等の関係者による協議の場については、自立支援協議会住まい・暮らし支援 専門部会を活用し、令和6年度の設置を目指します。

事項	設置方法	設置時期
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	令和6年度

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者 の参加人数	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

(3)地域生活支援の充実

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うことを目標とします。

<地域生活支援拠点の整備>

地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の整備手法を用いて、令和6年 度の単独設置を目指します。

事項	設置方法	設置時期
地域生活支援拠点の整備	単独設置	令和6年度

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	0	0	0
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検 証及び検討(年間回数)	1	1	1

<強度行動障害者への支援体制の整備>

強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、令和8年度までに地域の関係機関が連携した 支援体制の整備を目指します。

事項	設置方法	設置時期
強度行動障害者への支援体制の整備	単独設置	令和8年度

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用する障がい者について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき就労移行支援事業等の利用者の増加を図っていくものとし、一般就労への移行等を図ることが見込まれる障がい者数を見込みます。

<就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策>

今後とも、障害者自立支援協議会就労支援部会でのサービス管理責任者等のスキルアップ等 の研修会の実施などを行います。

①福祉施設から一般就労への移行者数

事項	数 値	備考
令和3年度の年間一般就労移 行者数(A)	3人	令和3年度において就労移行支援事業所 等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度(令和8年度)におけ る年間一般就労移行者数	4人 (Aの1.33倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就 労する者の数(国指針:令和3年度実績の 1.28倍以上)

②令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事項	数 値	備考
令和3年度末の就労移行支援 事業所の移行者数(A)	6人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移 行者数
【目標値】 目標年度(令和8年度)におけ る一般就労への移行者数	9人 (Aの1.50倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.31倍以上 (31%以上)の増加)

③ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事項	数值	備考
令和8年度末の管内就労移行 支援事業所数(見込み)	3か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管 内事業所数
【目標値】 令和8年度末における一般就 労移行率が5割以上の就労移 行支援事業所の数	3か所	国指針:就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

④令和8年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

事項	数 値	備考
令和3年度末の就労継続支援 A型事業所の移行者数(A)	2人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の 移行者数
【目標値】 目標年度(令和8年度)におけ る一般就労への移行者数	3人 (Aの1.50倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.29倍以上 (29%以上)の増加)

⑤令和8年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

事項	数值	備考
令和3年度末の就労継続支援 B型事業所の移行者数(A)	2人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の 移行者数
【目標値】 目標年度(令和8年度)におけ る一般就労への移行者数	3人 (Aの1.50倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の1.28倍以上 (28%以上)の増加)

<職場定着率の目標達成のための方策>

一般就労への移行者数が例年少ない傾向にあるため、就労定着支援事業所やハローワーク等の関係機関との連携を強化しつつ、就労定着支援について検討します。

①就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事項	数值	備考
令和3年度における就労定着 支援事業の利用者数(A)	0人	令和3年度における就労定着支援事業の 利用者数
令和8年度における就労定着 支援事業の利用者数	1人	国指針:就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着 支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管 内事業所数
令和8年度末における就労定 着率が7割以上の就労支援事 業所の数	1か所	国指針:就労定着支援事業所のうち、就労 定着率が7割以上の事業所を全体の2割5 分以上

[※]就労定着率=過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指します。

保育所等訪問支援の充実については、市内で既に実践されており、計画相談員や障害児通所 支援事業所が積極的に保育所や学校等との連携を図ることでインクルージョンを推進する体制 が構築されています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所は、市内に3か所あり、市外からの利用者もいるため、引き続き事業実施を継続していくものとします。 医療的ケア児支援のため、平成30年度に自立支援協議会内専門部会に紐づく形で協議の場を設置しています。コーディネーターを1人配置し、引き続き支援を続けていきます。

事項	設置方法	設置時期
児童発達支援センターの設置	単独設置	事業所により設置済
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築		事業所により構築済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及 び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域確保	令和6年度
医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	設置済

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	1	1

(6)相談支援体制の充実・強化等

令和8年度までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の 緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。

また、地域づくりに向けた自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制の確保に努めます。

①基幹相談支援センターの設置

事項	設置方法	設置時期
基幹相談支援センターの設置	単独設置	令和8年度

②地域の相談支援体制の強化

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に 対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			24
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			6
個別事例の支援内容の検証の実施回数			6
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の 配置数			1

③自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討 実施回数(頻度)			6
参加事業者・機関数			4
協議会の専門部会の設置数			4
協議会の専門部会の実施回数(頻度)			10

(7)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修 等へ参加します。

本市では、請求の過誤を無くすため、「障害者自立支援審査支払等システム」等を活用した審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制を構築しています。令和8年度には、共有実施回数を年間6回程度に設定し、サービスの質の向上に努めます。

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の 研修への市町村職員の参加人数	12	12	12

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果 を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と 共有する体制の構築	構築済		
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果 を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と の共有実施回数(年間回数)			6

2. 障害福祉サービス利用見込み量等について

本市では、居宅介護、重度訪問介護等、訪問系サービスについて、障がいのある方の要望に応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、その充実を促進します。

また生活介護、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスについて、障がいのある方の要望を踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

さらに地域における居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を図り、 グループホーム(共同生活援助)のサービス提供を促進します。

※居宅介護など一部サービスについては、障害支援区分の判定が必要です。ただし、18歳未満の児童においては障害支援区分の対象外のため、各サービスごとに別の調査指標により支給の要否を判断することとなっています。

(1)訪問系サービス

1)居宅介護(ホームヘルプ)

①サービスの概要

日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)を対象に、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除洗濯などの家事援助などの日常生活の支援を行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	_	0	0	0	0	0	0

[○]印は該当する区分です。以下同じ。

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	120人/月	130人/月	140人/月
サービス見込量(時間※)	2,120時間	2,220時間	2,320時間

[※]時間…「月間の利用者数」×「一月あたりの平均利用時間」。以下同じ。

2)重度訪問介護

①サービスの概要

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象とし、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	_	_	_	_	0	0	0

[※]障がい児については、対象は15歳以上で児童相談所長が認めた者。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	12人/月	12人/月	12人/月
サービス見込量(時間)	3,800時間	3,800時間	3,800時間

3)行動援護

①サービスの概要

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、 外出支援を行います。

【対象:知的・精神・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	_	_	_	0	0	0	0

②見込み量

本サービスは市内に事業所が立地していないことから、サービス見込量は0として設定します。

4)同行援護

①サービスの概要

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象とし、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
同行援護	_	_	0	0	0	0	0

[※]身体介護を伴わない場合、障害支援区分の認定を必要としない。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	15人/月	15人/月	15人/月
サービス見込量(時間)	120時間	120時間	120時間

5)⑤重度障害者等包括支援

①サービスの概要

常時介護の必要性が高い人(重度訪問介護の対象であって四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態の方など)に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
同行援護	_	_	_	_	_	_	0

[※]以下の3つの類型の何れかに該当する必要がある。(Ⅰ類型・Ⅱ類型は四肢全てに麻痺等があり寝たきり状態にある方)

Ⅱ類型:最重度知的障がい者(重症心身障害)

Ⅲ類型:障害支援区分の行動関連項目 10 点以上(強度行動障害)

②見込み量

重度障害者等包括支援については、サービス調整事務の煩雑さや請求業務の負担も大きいことが指摘されており、全国的にもほとんどサービス提供が進んでいない状況であり、県内に実施可能な事業所がないことから、サービス見込量は0として設定します。

I 類型:人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(筋ジストロフィー・ALS・脊椎損傷・遷延性 章識障害

(2)日中活動系サービス

1)生活介護

①サービスの概要

常に介護を必要とする方に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【対象:身体·知的·精神·難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	_	-	〇 (50歳以上)	0	0	0	0

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	225人/月	236人/月	246人/月
サービス見込量(人日)	4,149人日	4,128人日	4,106人日

2)自立訓練(機能訓練)

①サービスの概要

地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の必要性を有する身体障がい者・難病患者 に対し、一定期間、身体的リハビリテーション等を実施します。

【対象:身体・難病 標準利用期間:18か月】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練 (機能訓練)			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

市内から通所利用可能な事業所がないことから、サービス見込量は0として設定します。

3)自立訓練(生活訓練)

①サービスの概要

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の必要性を有する知的障がい者及び精神障がい者に対し、一定期間、家事能力向上のための訓練等を実施します。

【対象:知的・精神 標準利用期間:24か月(長期入院・入所からの移行は36か月)】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(生活訓練)			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	5人/月	5人/月	5人/月
うち精神障がい者の利用者数	5人/月	5人/月	5人/月
サービス見込量(人日)	100人日	100人日	100人日

4) 就労選択支援【令和7年度開始予定】

①サービスの概要

就労を希望する方に、就労アセスメントを活用し、働き方の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

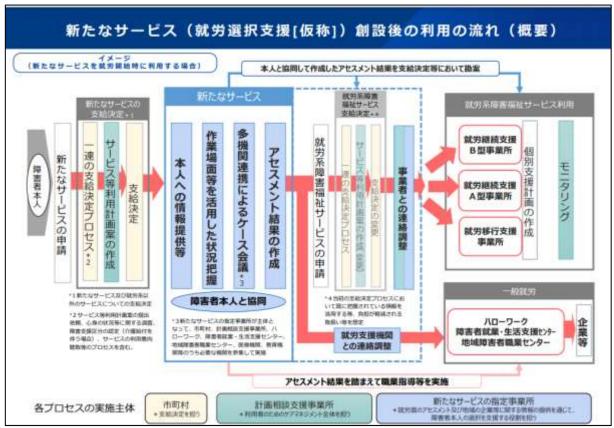
【対象:身体·知的·精神·難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労選択支援			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

令和7年度から開始する新たなサービスであることから、サービス見込量は0として設定します。

【参考】就労選択支援創設後の利用の流れ(概要)



資料:労働政策審議会障害者雇用分科会第 120 回(R4.6.2) 参考資料3より抜粋

5)就労移行支援

①サービスの概要

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【対象:身体·知的·精神·難病 標準利用期間:24か月】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労移行支援			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	9人/月	9人/月	9人/月
サービス見込量(人日)	150人日	150人日	150人日

6)就労継続支援A型(雇用型)

①サービスの概要

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対して、就労機会の提供や一般企業の雇用 に向けた支援を行います。

【対象:身体·知的·精神·難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援 A型(雇用型)			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	95人/月	100人/月	105人/月
サービス見込量(人日)	1,800人日	1,800人日	1,800人日

7) 就労継続支援B型(非雇用型)

①サービスの概要

就労の機会を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待できる方に対して、OJT (具体的な仕事を通じた指導)を実施し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会を提供し、 雇用形態への移行を支援します。

【対象:身体·知的·精神·難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援 B型(非雇用型)			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	380人/月	380人/月	380人/月
サービス見込量(人日)	6,700人日	6,700人日	6,700人日

8)就労定着支援

①サービスの概要

一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。

【対象:身体·知的·精神·難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労定着支援			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

9)短期入所

①サービスの概要

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【対象:身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所	_	0	0	0	0	0	0

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

■短期入所(福祉型)見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	30人/月	30人/月	30人/月
サービス見込量(人日)	200人日	200人日	200人日

■短期入所(医療型)見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	10人/月	10人/月	10人/月
サービス見込量(人日)	50人日	50人日	50人日

10)療養介護

①サービスの概要

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び 日常生活の世話を行います。

【対象:気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身 障がい者で区分5以上】

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	19人/月	19人/月	19人/月

(3)居住系サービス

1)自立生活援助

①サービスの概要

施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある 人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

【対象:1. 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者

- 2. 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- 3. 障害、疾病等の家族と同居しており、(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者】

②見込み量

本市に事業所が無いことから、サービス見込量は0として設定します。

2)共同生活援助(グループホーム)

①サービスの概要

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【対象:知的·精神·身体·難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助 (グループホーム)			障害支援	区分による	制約なし		

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	115人/月	115人/月	115人/月
うち精神障がい者の利用者数	55人/月	55人/月	55人/月

3)施設入所支援

①サービスの概要

入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護、その他の省令で 定めるサービスを提供します。従来の入所施設の住まい(夜)の部分です。

【対象:身体·知的·精神·難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	_		_	〇 (50歳以上)	0	0	0

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	105人/月	104人/月	103人/月

3. 相談支援サービス利用見込み量等について

計画相談支援をはじめ、県や相談支援事業所と連携し、地域移行支援、地域定着支援を推進します。

(1)相談支援サービス

1)計画相談支援

①サービスの概要

障がい者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を策定するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)等のケアマネジメントを実施します。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	200人/月	200人/月	200人/月

2)地域移行支援

①サービスの概要

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保等、地域における受入体制の整備を行うものです。

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
うち精神障がい者の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

3)地域定着支援

①サービスの概要

福祉施設、精神科病院を退所・退院して単身生活に移行した方に対して、常時の連絡体制を 確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応、相談する事業です。

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
うち精神障がい者の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

4. 児童福祉法に基づくサービスについて

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込み量等を定めます。

(1)自立支援給付(障害福祉サービス)

1)児童発達支援

①サービスの概要

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団 生活への適応訓練を行います。

上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援及び医療の提供を 行います。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	70人/月	70人/月	70人/月
サービス見込量(人日)	900人日	900人日	900人日

2)放課後等デイサービス

①サービスの概要

就学中の障がい児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	340人/月	350人/月	360人/月
サービス見込量(人日)	5200人日	5300人日	5400人日

3)保育所等訪問支援

①サービスの概要

保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率と本市における障害者数及び事業所数等の状況を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	15人/月	15人/月	15人/月
サービス見込量(人日)	25人日	25人日	25人日

4)居宅訪問型児童発達支援

①サービスの概要

外出することが難しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

②見込み量

令和5年11月に市内にサービス提供事業所が立ち上がったことから、サービス見込量を1 として設定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
サービス見込量(人日)	10人日	10人日	10人日

5)障害児相談支援

①サービスの概要

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うものです。

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	100人/月	110人/月	120人/月

5. 地域生活支援事業等の見込み量等について

本市の地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障がいのある方の要望等を充分に踏まえつつ、現行のサービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保するよう各事業を推進します。なお、地域生活支援事業は、市町村等が必ず実施しなければならない必須事業のほか、地域の特性や利用者の状況に応じて任意で実施する事業からなっています。事業内容は、国から例示された事業目的を踏まえつつ、自治体の判断により一定程度柔軟な運用を図ることができるものとなっています。

1)理解促進研修·啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障が い者等の理解を深めるための取組みを実施し、共生社会の実現を図ります。

①事業の概要

障害についての理解を深めるための広報活動(リーフレット作成など)や共生社会実現に向けた啓発事業(教室等の開催など)を実施します。

②見込み量

当該事業の主な活動である市民向け手話教室について開催状況などを見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み件数(開催回数)	6件	6件	6件
実利用見込み者数(参加者数)	80人	80人	80人

2)自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、障がい者等、その家族、地域 住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図るも のです。

①事業の概要

障がい者等やその家族、地域住民等による団体が、お互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会を開催するなど、地域における自発的な活動を支援します。

②見込み量

避難行動要支援者名簿の情報更新作業を実施しており、名簿への記載が想定される障がい 者数を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み件数	2,176件	2,176件	2,176件
実利用見込み者数(名簿登載者数)	2,176人	2,176人	2,176人

3)相談支援事業

障がいのある方、家族などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するものです。

①事業の概要

ア 障害者相談支援事業

障がい者の様々な問題に対応するために、障がい者や家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整等を通じて地域生活に必要な支援を行います。

支援するにあたり関係諸機関と連携を図るなど、困難ケース等への対応、指導、助言を専門 的資格、経験を有する相談支援専門員が行います。

基幹相談支援センターが未設置となっていることから、設置を図るとともに、機能の継続・ 充実に向けて取り組みます。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは未設置ですが、委託相談支援事業所5か所に対して強化事業を行います。基幹相談支援センターの設置後は、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

ウ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

名護市に住所を有する方や、障害者支援施設に入所または入院していて、直前まで名護市 に住所を有していた方で、保証人が確保できないことなどを理由に民間賃貸住宅への入居に 困窮している障がい者に対して、入居支援及び居住継続支援を行い、障がい者の民間賃貸住 宅への入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を図る支援を行います。

入居支援、居住継続支援、入居保証について、委託により実施を継続します。

②見込み量

各事業とも、近年の実施状況及び利用状況を勘案し、今後も継続的な実施及びほぼ横ばい での利用を見込みます。

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
隨	音者相談支援事業	実施見込み箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	基幹相談支援セン	実施見込み箇所数	0箇所	0箇所	1箇所
	ター	実施見込み者数	0人	0人	1人
砉	 	実施見込み箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
-	-等機能強化事業	実施見込み者数	115人	115人	115人
佳		実施見込み箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
(居住サポート事業)	実施見込み者数	0人	0人	0人

4)成年後見制度利用支援事業

認知症、知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら行うことが困難な場合があります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

①事業の概要

本市では成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、審判の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成を行っています。

また、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者のうち、成年後見制度の申立てを行う親族がいないため当該制度を利用することができない者に対し、市長により成年後見制度の審判請求を行います。

②見込み量

申立て経費及び後見人等の報酬助成について、年に5人程度の利用を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み者数	4人	5人	5人

5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とするものです。

①事業の概要

本市では法人後見が実施されておらず、体制整備をめざしていくとともに、安定的かつ適 正な活動実施に向けた支援を図ります。

②見込み量

本市では法人後見が実施されていないため、サービス見込量は0として設定します。

なお、成年後見人関連の業務については、成年後見制度利用促進計画の策定や中核センターの検討など、他の優先業務も多いことから、それらの調整を行う中で名護市社会福祉協議会や市内の社会福祉法人に対して法人後見の実施を働きかけていくものとします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
実利用見込み者数	0人	0人	0人

6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

①事業の概要

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳・要約筆記を必要とする方や団体等に対し、手話通訳者等を派遣し、意思疎通を図ることに支障がある方の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。

イ 手話通訳者設置事業

手話通訳を必要とする方が市の窓口での各種手続き、相談を行う際の手話通訳を行うため、 福祉事務所の窓口に手話通訳者を設置します。また、利用者が手話通訳等派遣事業を利用す る際のコーディネートを行い、事業の円滑化を図ります。

②見込み量

近年の利用状況を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。 その他に通訳者等へのサポート等を継続していきます。

■手話通訳者·要約筆記者派遣事業

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者	116人	116人	116人

■手話通訳者設置事業

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実設置見込み者数	2人	2人	2人

7)日常生活用具給付等事業

障がい者、障がい児及び難病患者に対し日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

①事業の概要

在宅の障がい者、障がい児及び難病患者の日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用 具や自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、 住宅改修費の給付または貸与を行います。

②見込み量

近年の給付件数を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	6人	6人	6人
自立生活支援用具 「入浴補助用具、歩行支援用具等」	12人	12人	12人
在宅療養等支援用具 「ネブライザー吸入器)、電気式たん吸 引器等」	12人	12人	12人
情報・意思疎通支援用具 「聴覚障害者用ポータブルレコーダー、 盲人用時計等」	10人	10人	10人
排泄管理支援用具 「ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等」	112人	112人	112人
住宅改修費 「居宅生活動作補助用具」	2人	2人	2人

8)手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにするために、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的に実施する事業です。

①事業の概要

聴覚障がい者の社会参加等の促進を図るため、手話奉仕員の養成研修を開催しています。 講座の内容は厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムを基準として実施しています。

なお、講座が1年半と長期にわたることと人材育成を目的としているため、参加者の定員増 への対応が難しいことや途中で講座参加が難しくなる方もみられることから、入門講座参加 者 10 人、基礎講座参加者7人、講座修了者5人を目標に継続していくものとします。

②見込み量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入門講座 参加見込み者数	10人		10人
基礎講座 参加見込み者数		7人	
入門及び基礎講座講習修了見込み者数 (登録見込み者数)		5人	

9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

①事業の概要

名護市では、個別支援型(ガイドヘルパー)と車両移送型(リフト付きバスによる移送)を実施 しています。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	55人	55人	55人
延べ利用見込み時間数	1,600時間	1,600時間	1,600時間

10)地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は地域の実情に応じ、通所した障がい者に創作または 生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機 能を充実強化し、それによって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としてい ます。具体的には、地域活動支援センターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターの機能 強化を図るための事業を実施するものです。

①事業の概要

ア 地域活動支援センター [型事業

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業等を実施します。

イ 地域活動支援センターⅡ型事業

機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等を実施します。

ウ 地域活動支援センターⅢ型事業

基礎的活動の他、地域の障がい者のための援護対策として生活支援や関係機関との連携、 当事業の普及啓発活動等を実施します。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
実利用見込み者数	60人	60人	60人

1)日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい 者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るものです。

①事業の概要

障がい者(児)等の介護者が就労、病気、冠婚葬祭等の際に、一時的に日中活動の場を障がい者(児)へ提供し、介護している家族の負担軽減を行います。事業は、短期入所または日中活動系サービス等を実施している事業所へ委託して実施します。

②見込み量

利用者数は微増傾向にあります。見込み量は、令和3年度~令和5年度の伸び率を勘案して 見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	12箇所	12箇所	12箇所
実利用見込み者数	112人	112人	112人

2)訪問入浴サービス

地域における身体障害者・児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

①事業の概要

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者・児の居宅を訪問し、浴槽を提供して 入浴介護を行います。

事業は、日中活動系サービス等を実施している事業所へ委託して実施します。

②見込み量

利用者数は、令和3年度~令和5年度の伸び率を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
実利用見込み者数	1人	1人	1人

3)レクリエーション活動等支援

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するものです。

①事業の概要

■スポーツ教室

沖縄県身体障害者スポーツ大会に向けて、スポーツ推進委員等により競技の指導を行います。

■スポーツ・レクリエーション大会

年1回市内に在住する障がい者を対象にスポーツ・レクリエーション大会を行います。

②見込み量

令和2年度~令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策により、実施がありませんでしたが令和4年度以降は、100人前後の参加があります。

利用者数は、令和4年度~令和5年度の実績値を勘案して見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
実利用見込み者数	100人	100人	100人

4) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、適宜障がい者等に提供するものです。

①事業の概要

視覚障がい者が社会生活上必要不可欠な地域の情報を習得できるよう、市の広報等を吹き込んだ録音テープを定期的に発行します(毎月発行の年間 12 回)。

②見込み量

近年の利用状況を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
実利用見込み者数	11人	11人	11人

5)障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域に おける関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業です。

① 事業の概要

本市では、緊急的に一時保護を要する虐待が発生した場合に、虐待を受けた障がい者の受入れについて支援するため、委託にて緊急一時保護事業を実施しています。

②見込み量

近年の利用状況を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村障害者虐待防止センターの体	実施見込み箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
制整備	実利用見込み者数	2人	2人	2人
	福祉、医療、司法等 行団体、民間団体、住 体制の整備	0箇所	0箇所	0箇所
者支援施設、障害福	防止センターや障害 晶祉サービス事業所 所等、医療機関、放 D関係者等に対する	O回	O回	0回
障害者虐待防止及び 普及·啓発事業	び権利擁護に関する	0箇所	O箇所	0箇所

6)発達障害児者及び家族等支援事業

ペアレント・プログラム等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る事業です。

① 事業の概要

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するペアレント・プログラムを実施しています。

②見込み量

近年の利用状況を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラムや パアレント・プログラム	開催見込み数	2回	2回	2回
等の支援プログラム	参加見込み者数	20人	20人	20人

7) 医療的ケア児等総合支援事業

医療的ケア児等への支援について、地方自治体の体制整備及び医療的ケア児等とその家族に対する支援を実施する事業です。

①事業の概要

人工呼吸器を装着している児童や日常生活を営むために医療を要する状態にある児童の 地域における受け入れが促進されるよう、協議の場といった体制の整備を行い、医療的ケア 児の地域生活支援の向上を図るものです。

②見込み量

協議の場の設置継続に加え、コーディネーターの配置を行っていくものとし、医療的ケア児 等とその家族への支援を拡充していくことを見込みます。

養成研修については、沖縄県が実施しているため、サービス見込量は0として設定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等の協議の場の設置	1箇所	1箇所	1箇所
医療的ケア児等支援者養成研修の実施	0回	0回	0回
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	1人	1人
医療的ケア児等とその家族への支援	23人	25人	27人

6. 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備

名護市では令和2年3月に「あけみお・すくすくプラン第2期名護市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度~令和6年度)を策定しています。

同計画を踏まえつつ、保育所・幼稚園等及び放課後児童健全育成事業における配慮が必要な 子どもの受け入れについて以下のように見込み、支援のための体制の確保・充実を図ります。

■子ども・子育て支援等の提供体制の整備 見込み量

市 佰	令和4年度末	利用ニーズ	を踏まえた必要な見込み量		
事項	の実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保育所	82人	81人	80人	80人	
認定こども園	9人	9人	9人	9人	
放課後児童健全育成事業	27人	30人	30人	30人	
幼稚園	20人	20人	20人	20人	

[※]子ども子育て支援事業計画は令和7年度以降に次期計画になるため数値が変わる可能性がある

IV章. プランの推進に向けて

(1)関係機関・団体との連携強化

市内の各種関係機関・団体との連携体制の構築により、本プランの周知・推進を図ります。

また、各種サービスの充実、相談支援事業の効果的実施等については、「名護市障害者自立支援協議会」のもと、地域の関係機関の連携強化・ネットワークの構築を図るとともに、社会資源の開発・改善、中立・公平な相談支援事業の実施等を図っていくものとします。

なお、個別課題のテーマについてより掘り下げた協議を図っていくため、引き続き「名護市障害者自立支援協議会」の専門部会を充実させ、自立に向けた効果的支援の実施に努めます。

(2)庁内関連部局や国・県等との連携強化

本プランは障がい者の生活全般に関わる広範な施策・事業を位置づけているため、その推進 にあたっては、福祉部各課の連携はもとより、住宅、教育、就労、まちづくり等、全庁的な連携の もとで着実に推進していきます。また、国や沖縄県、近隣町村との連携・協力体制の構築を図り ます。

(3)PDCAサイクルによる進行管理

本プランで位置づけた内容を円滑且つ着実に実行していくため、定期的に進捗状況の把握、 点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図ります。

